

令和2年第1回定例会 12月定例会議

中之条町議会会議録

令和2年12月 2日 再開

令和2年12月16日 閉会

中之条町議会

令和2年第1回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和2年12月2日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和2年12月2日 午前9時30分						
	散会	令和2年12月2日 午前11時07分						
応招ならびに 応招 15名 不應招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不應招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不應招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		1番 山田みどり	2番 佐藤 力也		3番 関 美香			
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠
		議事書記		朝賀 浩		書記		関 侑介
		議事書記		鈴木 幸一				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	安原 明
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	桑原 正
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	町田 岳彦	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第 1 号

(1 2 月 2 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議)

第 1 会議録署名議員指名

第 2 審議期間の決定

第 3 議案第 1 号 令和 2 年度中之条町一般会計補正予算 (第 6 号)

議案第 2 号 令和 2 年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 3 号 令和 2 年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 4 号 令和 2 年度中之条町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 5 号 令和 2 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 6 号 令和 2 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 7 号 令和 2 年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 8 号 令和 2 年度中之条町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 9 号 令和 2 年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 10 号 令和 2 年度中之条町発電事業会計補正予算 (第 1 号)

議案第 11 号 令和 2 年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算 (第 1 号)

議案第 12 号 令和 2 年度中之条町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議案第 13 号 令和 2 年度中之条町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)

第 4 議案第 14 号 中之条町工場立地法に基づく地域準則条例制定について

議案第 15 号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 16 号 中之条町介護保険条例の一部改正について

議案第 17 号 中之条町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第 18 号 中之条公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第 19 号 中之条町特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第 20 号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 21 号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 5 議案第 22 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 6 議案第 23 号 人権擁護委員の推薦について



◎ 再 開

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第1回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和2年第1回中之条町議会定例会12月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスクの着用を許可いたします。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のため水分の補給をお願いいたします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣について、お手元に配布した資料のとおり決定させていただきました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

さて、今期定例会には補正予算や関連する条例など重要案件が予定されています。慎重審議の上、適切な議決をお願いします。

この際、町長からご挨拶願います。町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。

本日は、令和2年12月定例議会にご出席を頂き、誠にありがとうございます。

また、平素は中之条町行政推進のために大変なご指導とご協力をいただいておりますことに対しましても厚くお礼を申し上げるところでございます。

いよいよ師走に入り、今年もあとわずかとなってきました。新型コロナウイルスにしましては、現在全国的に感染が増えつつあり、第3波が来ているという見解も聞かれています。群馬県においてもガイドラインが警戒度2から3に引き上がりました。みなさんにおかれましても、体調を十分気をつけていただきたいと思います。

この秋の毎年の風物詩でありました産業・文化祭、またまちなか5時間リレーマラソン、また地域の運動会やお祭り等多くのイベントがコロナ禍の中、中止となりました。経済活動において大変な痛手ではありますが、そんなコロナの中、みんな知恵を絞って、感染症対策を行いながらイベントの実施や観光施策を行い、少しずつ交流人口も戻つつあります。今後とも町民のみなさんと共に議員各位におかれましても、ご協力をいた

だき、この難局を乗り越えていきたいと思っております。

さて、本定例会でございますが、一般会計及び特別会計の補正予算をお願いするとともに、条例の一部改正など大変多くの議案を審議いただくことを予定しております。慎重審議をいただき、ご議決を賜ることをお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットでの配信を予定しています。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがありますので、あらかじめ承知の上議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和2年第1回中之条町議会定例会12月定例会議を再開します。

直ちに会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（山本隆雄）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定によりまして、1番、山田みどりさん、2番、佐藤力也さん、3番、関美香さんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（山本隆雄）日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間の予定表のとおり本日から12月16日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、12月定例会議の審議期間は、本日から12月16日までの15日間と決定しました。

○

◎ 議案第 1 号 令和2年度中之条町一般会計補正予算（第6号）

◎ 議案第 2 号 令和2年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

◎ 議案第 3 号 令和2年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- ◎ 議案第 4 号 令和 2 年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ◎ 議案第 5 号 令和 2 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
- ◎ 議案第 6 号 令和 2 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第 3 号）
- ◎ 議案第 7 号 令和 2 年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ◎ 議案第 8 号 令和 2 年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ◎ 議案第 9 号 令和 2 年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ◎ 議案第 10 号 令和 2 年度中之条町発電事業会計補正予算（第 1 号）
- ◎ 議案第 11 号 令和 2 年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第 1 号）
- ◎ 議案第 12 号 令和 2 年度中之条町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- ◎ 議案第 13 号 令和 2 年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（山本隆雄）日程第 3、議案第 1 号から第 13 号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第 1 号から議案第 13 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号 令和 2 年度中之条町一般会計補正予算（第 6 号）について申し上げます。

今年もいよいよ 12 月となりましたが、本年度当初予算のご議決をいただいてから 5 回の補正をお願いし、議員各位のご指導、ご協力をいただきながら町政執行にあたってきました。

新型コロナウイルス感染症が世界中においていまだに感染拡大をしている中、多くのイベントを中止や縮小とさせていただきましたが、感染防止対策を十分考慮した中でりんご祭りや中之条マルシェなどを実施し、多くの方にご来場をいただいております。

12 月定例会議に当たり、今回お願いをしております補正予算の主な内容は、人事異動及び国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を受け、情勢適応の原則に基づく給与改定に伴う人件費の補正とともに、新型コロナウイルス感染症における各種事業の中止や縮小に伴います事業費の精算をお願いするものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ 8,067 万 1,000 円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ 127 億 2,736 万 4,000 円にいたしたいというものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金 17 万 8,000 円、寄附金 3,000 万円増額させていただき、使用料及び手数料マイナス 55 万 5,000 円、国庫支出金マイナス 417 万 4,000 円、県

支出金マイナス106万2,000円、繰入金マイナス9,583万円、諸収入マイナス922万8,000円を減額させていただいております。

次に、歳出でございますが、先ほど申し上げましたとおり4月1日付の人事異動、また国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を受け、実施する給与改定に伴う補正をさせていただいておりますが、この人件費補正につきましては、後ほど補足の中で説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、各種イベントが中止や縮小となったことによる事業費の減額につきましては、一覧表をお配りさせていただきましたが、総額で5,839万8,000円が減額補正として計上させていただいております。

それでは、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。1款議会費では、コロナ禍における研修等の自粛などによる減額でございます。

2款総務費では、準町民制度事業及びふるさと納税事業において増額をお願いいたしました。特別定額給付金給付事業においては、99.8%の町民の方に給付金をお配りすることができ、その清算をさせていただいております。

3款民生費につきましては、障害児施設措置（給付等）事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により、放課後デイサービスや高額障害福祉サービスの1人当たりの利用料が増加したことによる給付費の増額をお願いいたしました。

また、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金の実績等に基づく補正もお願いをいたしました。

4款衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策として、教育費からの組替え、養育医療給付事業の実績に基づく増額を計上しております。

6款農林水産業費では、中之条ガーデンズの入場券発券システム導入における予算の組替えをお願いをいたしました。

7款商工費でございますが、本年度の緊急経済対策における持続化給付金や利子補給補助金の実績に基づく補正と観光施設管理事業及び観光宣伝事業において修繕費を見込ませていただきました。

8款土木費では、町単独道路維持事業において、9月9日の集中豪雨による小規模な道路修繕や各区長さんから町道の補修等の要望に対応するための費用の増額をお願いいたしました。

10款教育費では、新型コロナウイルス感染症の影響で夏季休業が短縮となり、支援員や補助員の出勤日数が増えたことに伴う報酬の増額をお願いしております。また、歴史と民俗の博物館運営事業ではミューズの運営に役立ててほしいということで3,000万円の寄附をいただき、基金に積み立てて今後有効活用させていただきたいものであります。

11款災害復旧費におきましては、9月9日の集中豪雨によります農地災害復旧事業を計上させていただいております。

12款諸支出金では、上下水道事業及び簡易水道事業において、新型コロナウイルス感染症対策事業における使用料の減免に伴う繰出金の精算をさせていただきました。

以上が今回お願いいたします補正の主な内容であります。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号 令和2年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1,192万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ22億1,292万9,000円にいたしたいというものであります。

歳入では、1款国民健康保険税が本算定を行った結果減収が見込まれることから減額を、3款県支出金では保険給付費が医療機関の過大請求による返納金が発生したことに伴う普通交付金の減額と、新型コロナにかかる減額による特別交付金の増額を、5款繰入金の一般会計繰入金については、保険基盤安定負担金等の繰入額が決定したことから減額をお願いしたものであります。

7款諸収入では、医療機関の過大請求による返納金の増額、前年度の保険給付費等普通交付金の確定に伴う余剰金精算金の増額をお願いしたものでございます。

8款国庫支出金では、3款の特別交付金同様、新型コロナによる減免等による災害等臨時特例補助金の増額をお願いいたしました。また、減額を補う財源として、6款繰越金の増額をお願いしたものでございます。

歳出では、1款総務費の一般行政経費（事務費）でシステム管理業務委託料と、システム改修による増額を、2款保険給付費では財源変更を、3款国民健康保険事業納付金では納付金額が決定したことから、一般被保険者医療給付費分の減額をお願いしたものでございます。

7款諸支出金につきましては、保険給付費等交付金返還金で、前年度2月診療分の精算による県支出金保険給付費等の交付金への償還金の増額をお願いしたものでございます。

続きまして、議案第3号 令和2年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ95万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億4,304万5,000円にいたしたいというものであります。

歳入では、保険基盤安定繰入金の負担額の決定により、3款繰入金の減額と、6款国庫支出金でシステム改修に対する補助金の増額及び補正財源として繰越金の増額をお願

いしたものでございます。

歳出では、1 款総務費で、システム改修のための委託料の増額と、基盤安定負担金の決定により、2 款後期高齢者医療広域連合納付金の減額をお願いしたものでございます。

続きまして、議案第 4 号 令和 2 年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ757万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ20億2,265万3,000円にいたしたいというものでございます。

歳入では、1 款保険料が新型コロナによる減免のため減額を、3 款国庫支出金ではその減免を補填するものとして、1 目介護保険調整交付金と、8 目災害等臨時特例補助金の増額を、また地域支援事業費の財源として交付されます。

4 目保険者機能強化推進交付金、7 目介護保険保険者努力支援交付金の増額を、システム改修のため6 目介護保険事業費補助金と、7 款繰入金の増額をお願いしたものでございます。

歳出では、1 款総務費でシステム改修委託料の増額、4 款基金積立金で介護給付費準備基金積立金の増額をお願いしたものでございます。なお、3 款地域支援事業費につきましては、財源変更をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 5 号 令和 2 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ351万6,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6,228万4,000円にいたしたいというものでございます。

補正の内容は、歳入では医療機関、薬局等における感染拡大防止支援事業補助金として、3 款県支出金を 8 万1,000円増額、4 款繰入金において394万7,000円減額、5 款繰入金を18万2,000円増額させていただき、歳出では職員の異動及び給与改定等に伴い、1 款総務費へき地診療所運営事業の人件費を394万6,000円減額、17 節備品購入費においては、購入予定備品の変更に伴い減額をお願いし、2 款医業費において17 節備品購入費として改めて医薬保冷庫をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 6 号 令和 2 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1,138万1,000円を追加し、総額を 6 億 5,642万6,000円にいたしたいというものであります。

歳入では、補正財源として、5 款繰越金で664万2,000円の増額及び 6 款諸収入で473万 9,000円の増額をお願いするものでございます。

歳出では、1 款総務費の一般行政経費で人件費及び送迎車の修理費用の増額、面会用

タブレットの購入をお願いするものでございます。ゆうあい荘運営管理事業では建物修繕と空気清浄機の購入をお願いするものでございます。

また、２款サービス事業費の介護・支援サービス事業で消耗品費及び医薬材料費、洗濯料の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第７号 令和２年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ２万円を減額し、予算の総額を６,７４８万円にいたしたいというものでございます。

補正の内容は、歳入では前年度繰越金及び他会計繰入金を増額し、新型コロナウイルス経済対策による減免措置や六合温泉医療センターつつじ荘入所者減少に伴い、水道使用料を減額するものでございます。

歳出では、人件費を減額し、役務費の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第８号 令和２年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いします金額は、歳入歳出それぞれ１万５,０００円減額し、予算の総額を５億５,０４８万５,０００円にいたしたいというものであります。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急経済対策として２か月分の減免を行いましたので、使用料の減額と繰入金の増額をお願いし、歳出では職員手当の制度改正に伴う人件費の減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第９号 令和２年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いします金額は、歳入歳出それぞれ１６４万円を減額し、予算の総額を３億４,７３６万円にいたしたいというものであります。

歳入では、先ほどの議案第８号と同様に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急経済対策として２か月分の減免を行いましたので、使用料の減額をお願いし、歳出では職員の異動に伴う職員給与費の減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第１０号 令和２年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第１号）について、申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ６万４,０００円を追加し、歳入歳出それぞれ３億９,３０６万４,０００円にいたしたいというものであります。

歳入では、小水力発電事業の費用として、前年度繰越金につきまして補正をお願いするものでございます。

歳出では、小水力発電事業費において、給与改定に伴う補正をお願いするものでござ

います。

続きまして、議案第11号 令和2年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、予算第2条で定めた業務の予定量や今年度の実績に合わせて、それぞれの科目について減少させるものであります。

また、第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ減額するもので、収入においては事業収益を1,556万9,000円減額して、総額を1億1万9,000円とし、支出においては事業費を1,272万円を減額して、総額を1億101万円にいたしたいというものであります。

収入については、入所予定人員を下方修正したために減額をお願いし、支出においては職員の人事異動及び退職により人件費の減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第12号 令和2年度中之条町上水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入における水道事業収益を9万6,000円減額し、予算の総額を2億6,615万1,000円にいたしたいというものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として2か月分の減免を行いました。それに伴う給水収益を減額し、その補填分を他会計補助金として増額させていただくものでございます。

次に、収益的支出における水道事業費用を28万5,000円減額し、予算の総額を2億3,868万9,000円にいたしたいというものであります。

また、予算第6条に定めた経費の金額について、職員手当の制度改正に伴う職員給与費を28万5,000円減額し、2,985万1,000円にいたしたいというものであります。

続きまして、議案第13号 令和2年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、収益的収入における水道事業収益を28万7,000円減額し、予算の総額を1億2,483万8,000円にいたしたいというものでございます。

内容につきましては、先ほどの議案第12号で提案した内容と同様で、給水収益を減額し、補填として他会計補助金を増額させていただくものでございます。

また、予算第7条に定めた経費の金額について、職員手当の制度改正に伴う職員給与費を19万円減額し、1,990万3,000円にいたしたいというものであります。

以上申し上げ、議案第1号から議案第13号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明がありましたら、お願いします。

議案第1号、総務課長

(議案第1号について、総務課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 続いて、議案第2号から第4号、住民福祉課長

(議案第2号及び第4号について、住民福祉課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 続いて、議案第5号、保健環境課長

(議案第5号について、保健環境課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 続いて、議案第6号、住民福祉課長

(議案第6号について、住民福祉課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第11号、自動車教習所長

(議案第11号について、自動車教習所長補足説明)

○議長(山本隆雄) 以上で説明が終わりました。

日程第3として、ただいま審議中の議案第1号から第13号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

- | | |
|----------|--|
| ◎ 議案第14号 | 中之条町工場立地法に基づく地域準則条例制定について |
| ◎ 議案第15号 | 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について |
| ◎ 議案第16号 | 中之条町介護保険条例の一部改正について |
| ◎ 議案第17号 | 中之条町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| ◎ 議案第18号 | 中之条公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について |
| ◎ 議案第19号 | 中之条町特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について |
| ◎ 議案第20号 | 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| ◎ 議案第21号 | 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |

○議長(山本隆雄) 日程第4、議案第14号から第21号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、日程に従いまして、議案第14号から議案第21号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第14号 中之条町工場立地法に基づく地域準則条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案させていただきます条例は、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、国が定める準則に代え、地域の実情に応じ準則を定めることができることから、近隣町村の整備状況及び工場立地法に基づく届出事業者からの問合せ等を受け、中之条工場立地法に基づく地域準則条例を制定するものでございます。

準則条例は、現行の緑地面積率、敷地の20%以上を5%以上の範囲内で緩和及び環境施設面積率、敷地の25%以上を10%以上の範囲内で緩和し、緑地面積等の縮小された面積を生産施設面積に転用することが可能となり、新たな設備投資による生産量の増加及び雇用の確保につなげるための条例制定でございます。

続きまして、議案第15号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度税制改正に係る地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分の施行日が令和3年1月1日となっていることから、今回改正をお願いするものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げる等、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第16号 中之条町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

租税特別措置法並びに地方税法附則が改正されたことに伴い、これに合わせて中之条町介護保険条例の一部の改正をお願いするものでございます。

改正内容は、附則第6条で規定している特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるというものでございます。

続きまして、議案第17号 中之条町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

租税特例措置法及び地方税法附則が改正されたことに伴い、これに合わせて中之条町後期高齢者医療に関する条例の一部の改正をお願いするものでございます。

改正内容は、附則第2条で帰依している特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるというものでございます。

続きまして、議案第18号 中之条公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたします条例の一部改正は、租税特別法等の改正により、附則第2項について内容の変更を行うものでございます。

続きまして、議案第19号 中之条町特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する

条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします条例の一部改正は、先ほどの議案第18号で提案した内容と同様で、租税特別法等の改正により、附則第4項について内容の変更を行うものでございます。

続きまして、議案第20号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

こちらは、令和2年4月1日に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、対応方針に沿った見直しと所用の改正を行うものでございます。

家庭的保育事業等とは、原則ゼロ歳児から2歳児までを対象に民間企業が市町村の認可を受けて保育を行う事業でございます。中之条町には現在該当事業所はございません。

改正内容の主なものは、小規模家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際し、卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保は不要となったこと、保護者の疾患や障害等により療育を受けることが困難な乳幼児に対し、居宅訪問型保育の実施が可能となったことなどで認可基準が緩やかになったものでございます。

また、当該条例の基準を示すものであり、改正内容を令和2年4月1日に遡及させてまで基準を満たしたことにする必要がないため、施行につきましては公布日からとしております。

次に、議案第21号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の体育施設使用料は、照明施設を使用したときのみ料金が発生し、納入していただいております。町外の利用者につきましては、現在の条例別表にありますように倍額を納めていただく決まりになっております。

今回の一部改正は、料金を定めた別表を改正するものであり、施設を使用する際に発生する施設使用料と、照明を使用する際に発生する照明使用料をそれぞれ定め、施設使用料につきましては町内者と町外者を分け、料金を明記いたしました。

そして、今まで明記されていなかった営利目的での施設使用料についても、別表備考6により定めるものでございます。

以上申し上げ、議案第14号から議案第21号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明がありましたら、お願いします。

議案第14号、企画政策課長

(議案第14号について、企画政策課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第20号、こども未来課長

(議案第20号について、こども未来課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第21号、生涯学習課長

(議案第21号について、生涯学習課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 以上で説明が終わりました。

日程第4として、ただいま審議中の議案第14号から第21号までにつきましても、審議の都合上、本日はこれまでとします。

ここで提案中ではありますが、暫時休憩といたします。再開は10時50分とします。

(休憩 自午前10時34分 至午前10時50分)

○議長(山本隆雄) 再開します。

○

◎ 議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(山本隆雄) 日程第5、議案第22号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員吉田茂治氏が、令和2年12月20日をもって任期満了となります。

氏は、平成29年12月21日から固定資産評価審査委員会委員としてご活躍中であり、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

以上、申し上げ、議案第22号の提案説明とさせていただきます。ご審議をいただき、ご議決を賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長(山本隆雄) これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

(「なし」の声)

○議長(山本隆雄) 別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いますが、起立しない議員

は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第23号 人権擁護委員の推薦について

○議長(山本隆雄) 日程第6、議案第23号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、議案第23号 人権擁護委員の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員におかれましては、人権侵害に関する事件や問題が年々増加する中、人権擁護委員設置の目的である国民に補償される基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、日々町民からの人権に関する相談をはじめ、人権尊重意識を育てる活動を実践していただいているところであります。

現在中之条町では7名の人権擁護委員さんにご活躍をいただいておりますが、湯本茂夫委員より退任の申出がありました。

このため、後任について篠原守氏を推薦させていただくものであります。

高い識見と人望を有する方であり、人権擁護委員として適任であると考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

任期につきましては、湯本氏が令和3年3月31日まで、篠原氏が令和3年4月1日から3年間となります。

以上申し上げ、議案第23号の提案説明とさせていただきます。ご審議をいただき、ご議決を賜りますようによろしくをお願いをいたします。

○議長(山本隆雄) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

(「なし」の声)

○議長(山本隆雄) 別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

議案第23号 人権擁護委員の推薦について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 請願第4号・第5号、陳情第4号・第5号

○議長(山本隆雄) 日程第7、請願第4号、第5号及び陳情第4号、第5号についてを議題とします。

請願文書表及び陳情文書表を朗読させます。局長

(請願文書表について、議会事務局長朗読)

○議長(山本隆雄) ただいま朗読しました請願について、紹介議員から紹介をお願いします。

請願第4号、第5号について山田みどりさん、自席にて発言をお願いします。

1番、山田さん

○1番(山田みどり) それでは、請願4号に対して、紹介させていただきます。

国に対して「再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正」を求める意見書提出の請願について説明をさせていただきます。

請願提出団体は、日本国民救援会といいます。1928年4月に結成された人権団体です。戦前は治安維持法の弾圧犠牲者の救援活動を行い、戦後は日本国憲法と世界人権宣言を羅針盤として、弾圧事件、冤罪事件、国や企業の不正に立ち向かう人々を支え、全国で支援をしております。

再審法とは、冤罪被害者を救済する目的の制度ですが、現行ではその要件が厳しくなかなか再審が認められず、冤罪被害者の救済には長年にわたっての裁判闘争が続いている現状です。再審が認められたとしても、冤罪被害者の高齢化や病気で亡くなるなど救済進んでいないということがお渡ししましたお手元の資料からも読み取れると思います。

こうした国による人権侵害とも言える冤罪をなくすためにも一刻も早く制度の見直しが必要であります。また、冤罪被害は決して遠い話ではなく、いつ自分の身に降りかかるかもしれません。判例を申し上げれば、2003年、湖東記念病院で入院患者の人工呼吸

器が外れたのに気づかず死亡させたとして、業務過失致死で捜査されていた事件、任意の取調べでは警察官の自白の強要によって23歳の看護助手の女性が殺人容疑で逮捕されました。裁判では自白調書は警察側の創作であると無実を訴えました。この裁判ではたくさんの支援団体の力で再審請求が決定し、今年、2020年3月に無罪が確定しています。しかしながら、17年という歳月がかかってやっと無罪を勝ち取ったという状況です。

人生を大きく狂わせるこうした冤罪をなくすためにも再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と再審開始決定に対する警察官による不服申し立ての禁止を含む、再審法の改正を求めているということです。議員の皆様におかれましては、この請願に賛同していただきますようお願いいたします。

続きまして、請願第5号の紹介をさせていただきます。県有施設「群馬県ライフル射撃場」の廃止の中止を求める請願です。

現在群馬県にある射撃場は安中市、榛東村、富岡市にあります。施設によって扱える銃が違います。榛東村にあります群馬県ライフル射撃場は、主にスポーツ競技としての施設、県内唯一の競技射撃場であり、学生、社会人が利用しています。扱う銃はエアライフルやエアピストル、口径が4.5ミリのもの、また球の代わりに光を発射して競技するビームライフルがあります。ビームライフルは小学生から扱うことができます。県内では明和県立高等学校が部活動として活用しており、高校生の全国大会では10位に入る好成績を収めています。こうした学生たちの育成の場であり、若いうちから銃に慣れ、その取扱いや危険を知って学ぶ場でもあります。

そうした施設の廃止を一方向的に言い渡されたことで、学生、またその保護者からも不安の声が上がっています。協会の規模や費用対効果を判断基準としての廃止の方向として出されましたが、代替の利かない施設であるということ、県有のスポーツ施設としての在り方から、その特殊な施設として残すべきであると思います。また、近年猟友会も若い担い手の育成が難しい状況です。若い方が猟友会へ加わるきっかけとなる場としても射撃場は存続の必要があると思います。

平成29年の群馬県議会においては、この群馬県ライフル射撃場の整備を図ることという決議が出ております。この決議を尊重してぜひ議員の皆様にもこの請願に賛同していただきますようお願い申し上げまして、2件の請願の紹介を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）会議規則第92条によりただいま朗読したとおり、請願第4号を総務企画常任委員会、陳情第4号を産業建設常任委員会に、請願第5号及び陳情第5号を文教民生常任委員会に付託します。

○議長（山本隆雄）以上で、本日予定しました日程は全て終了いたしました。

なお、2日目の明日3日は、午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて会議を閉じます。長時間にわたり、また雑音の中大変ご苦勞さまでございました。

（散会 午前11時07分）

招集年月日 (会議)	令和2年12月3日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時 散会	開議	令和2年12月3日 午前9時30分						
	散会	令和2年12月3日 午後1時26分						
応招ならびに 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		1番 山田みどり	2番 佐藤 力也			3番 関 美香		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長		木暮 浩志	書記		山本 誠
			議事書記		朝賀 浩	書記		関 侑介
			議事書記		鈴木 幸一			

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	安原 明
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	桑原 正
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	町田 岳彦	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	—
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(1 2 月 3 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議)

第 1 一般質問

○

◎ 開 議

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会12月定例会議の本会議も本日で 2 日目となりました。新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスクの着用を許可いたします。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のため水分補給をお願いいたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットでの配信予定をしています。

傍聴者のみなさんにつきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 一般質問

○議長（山本隆雄）日程第 1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第 6 条に規定する本会議における質疑質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされています。新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮を行います。答弁まで含めた時間で45分以内をお願いいたします。

最初のベルが残り10分、2 回目が残る 5 分、3 回目が残る 1 分です。

登壇を省略して、自席で質問を行ってください。また、執行部も最初から自席でお願いいたします。

議会基本条例第 6 条第 2 項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て論点または争点を明確にするために反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いいたします。

一般質問の通告のあった4名の議員について、あらかじめくじ引きで決定した順序により質問を許可します。

最初に、剣持秀喜さんの質問を許可します。剣持さん、自席でお願いします。12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）おはようございます。令和2年12月定例会議の一般質問を行います。

新型コロナウイルスの第3波と言われる感染拡大によって、医療、教育、経済、様々な面で厳しい状況が続き、生活もさま変わりしております。このような苦しい状況下に頼りにするのが行政だと思います。町長はじめ、職員のみなさんには自らの健康に十分注意をして、引き続き町民のために最も身近で頼りになる行政として頑張ってくださいと思います。

今回の一般質問ではコロナ禍における町づくり、中之条ガーデンズ、公共施設における木質バイオマス事業、道路行政、地域課題、この5項目にわたって伺ってまいりたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染の影響下にある町づくりについて伺います。全国一律の緊急事態宣言により一旦は終息に向かい、その後第2波、そして今第3波とこの新型コロナウイルスは猛威を振るっています。

そこでまず、当町で今年度目指してきた町づくりはどうなったのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。それでは、剣持議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今剣持議員から言われたように、新型コロナウイルスの感染は日本によらずに世界中で猛威を振るっているという状況でございます。そんな中令和2年度の中之条町の当初予算におきましては、中之条町の特性を生かした魅力的で、活力ある町の実現のために6つの柱を掲げまして、町づくりをしてまいりました。その一つが教育環境の充実、産業の振興、交流人口の増加、健康増進、福祉の充実、財政の健全化の取組を基本として予算編成を行い、議員のみなさんのご理解をいただき、ご議決をいただき、執行してまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症が日本のみならず世界各国で感染拡大となり、依然として猛威を振るっている状況でございます。

中之条町の特徴であります交流人口の増加を目指し、スパトレイル、或いはまちなか5時間リレーマラソンのイベント等を予定しておりましたが、感染拡大防止のために今年度は中止、または延期をさせていただきました。また、群馬デスティネーションキャンペーンにおいても、大幅な縮小により集客に結びつかない結果となってしまいました。

これについては、吉永小百合さんの大人の休日倶楽部、このコマーシャルを流していただきましたし、ポスターも作っていただきました。高崎支社の支社長にお願いをして、こういった機会があったわけですが、コロナの関係でこれがあまり効果が発揮できなかったという状況でございます。

そして、産業の振興では、ふるさと納税が不要不急の外出の自粛により宿泊業に影響があることから、伸び悩んでいる状況にあります。

しかしながら、教育環境の充実では、小中学校においてGIGAスクール構想が早期に実現する運びとなりました。

健康増進では各種検診等が実施時期を遅れてしまいましたけれども、感染防止対策を考慮した中で予定どおり実施されております。

今年度特に取り組んでおります地域防災計画の策定の推進では、一度に多くの住民を対象にした説明会は開催できませんでしたけれども、小まめな活動により成果に結びつけているところでございます。

従いまして、今年に入ってから新型コロナウイルス感染症に振り回されている状況である中で、感染拡大を防ぐために交流人口の増加を目的とした中之条町の特色である各種イベントにつきましては実施できないことになってしまいましたけれども、その他の住民福祉の増進を目的とする事業につきましては、予定どおりの成果を上げているというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）次に、来年度の目指す町づくりについて伺います。本年度は、地域の伝統行事をはじめ楽しみだった様々なイベントの多くが中止になりました。ただいま答弁にありましたように町でもトレイルランをはじめとする様々な事業が中止になり、経済も落ち込み、感染拡大の防止の観点からは、それも賢明な判断だったかなというふうに思っております。ワクチンや治療薬はまだはっきりしない状況であります。今後の町づくりも新型コロナウイルス感染の影響がどうなっていくかによっても随分と変わっていくものと思いますが、来年度は町の一大イベントでもありますピエンナーレの開催の年でもあります。本年を教訓に来年度の目指す町づくりはどのようなものなのか伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）来年度の町づくりということでございますけれども、令和3年度の予算編成につきましては、ちょうど昨日予算編成会議が開催をされまして、その中で職員のほうに指示をしたところでございます。

私が町長就任以来掲げております6つの重点目標を基として住民福祉のさらなる充実

を図っていききたいというふうに考えております。

令和3年度は今までにない新型コロナウイルス感染症に対応し、感染拡大防止の取組と社会経済活動の両立を図りながら、町民の命と健康、安定的な暮らしを守り、地域経済の速やかな回復を目指す必要があります。

経済対策につきましては、引き続き町内の各種団体からの現状や要望、ご意見をいただきながら真に必要とされる対策を検討していききたいと考えております。

本年度実施できませんでした各種のイベントにつきましても十分な感染予防対策を行った中で安心してご来場いただけるような検討をしてまいりたいというふうに思っております。

今剣持議員が申されたように、来年度がビエンナーレの年ということでございまして、もう既に準備に入っているところでございますけれども、会場選び等はリモートでやっているというような状況でございまして、今から感染予防の対策を打ちながら、そして本番に向けて実施をしていくということでございまして、どういうふうにこのコロナが進展し、衰退していくか分かりませんが、その状況を見ながら感染拡大を防止しながら実施をしていききたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それでは、次に、今町民から求められているもの、町民が求めているものは何かという点を伺いたいと思います。色々あると思いますが、私は要約すればリーダーシップと創造性ではないかと思っています。苦しい時、厳しい時こそ行政に、トップの町長にリーダーシップを発揮してほしいと期待していると思います。また、多くの経験と広い見識による先見性、アイデアや創意工夫など創造性を求めていると思っています。この状況下、町長は公約である住み続けられる町実現のためにどのように思っているか伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）求められるリーダーの創造性ということでございますけれども、このコロナ禍において求められるものは何かということであると思いますけれども、この関係は誰にも正解が分からないコロナ危機の中で、スピード感と政策の優先順位、情報収集能力、そして未来を見据えた先見性が求められているというふうに思っております。

有事において大事なことのひとつが対応へのスピード感であり、意思決定についての確にタイミングよく実施し、冷静に優先順位をつけて実行する、町民や議員、職員、他の自治体の事例などから有用な情報をできる限り多く偏りなく収集する、政策についてはやるかやらないか、あるいはどの程度までどのようにやるかを説明し、全職員が等しく正しい方向に向かっていくことが必要であると考えております。

危機後の新たな未来を見据え、新たな事業を始めるチャンスと捉え、全職員とともに一丸となって知恵を出し合い、事業を創出していきたいと考えております。このコロナ禍の経済対策、そういったものにつきましてはみなさんの知恵をお借りして、また職員一人一人の意見を吸い上げて、そしていろいろな対策をさせていただいたということでございます。定額給付金の支給とか、いろいろの施策をさせていただきましたけれども、よりスピーディーにできたというふうに自負をしているところでございます。また、いろいろ議員のみなさんにもご指摘をいただき、それをくみ上げてやられていただいたということでございますので、今後もそのような考えでやっていきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）次に、目指す町づくりのために課題は何かという点について伺いたいと思います。SDGsにあるように、持続可能な町づくり、それは町長の目指す住み続けられる町であると思っています。そのために町長の公約の一つにもある健全財政が私が一番の課題だと思っています。将来にわたっての財政不安がある中で、新型コロナウイルス感染拡大によって、国はもちろん町の財政も大きな負担、影響を受けていると思います。町長は、目指す町づくりのために課題は何と考えているか伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）財政のことでございますけれども、今回もいろいろな財政支援をさせていただいたわけでございますけれども、これも財調が裕福にあったということですが手がつけられたということございまして、こういった財調は次の世代のためにも必要でありますし、今生きている我々のためにも必要だというふうに思っておりますので、この財政の健全化については今後もしっかりとやっていきたいというふうに思います。が、詳細については総務課長のほうからお話をさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、町の財政に与える影響は甚大となることが予想されます。これまで経験したことのないまさに国難と言うべき局面に面しており、極めて厳しい状況にあります。

本町の財政状況は、財政指標において健全性を確保しているところではありますけれども、新型コロナウイルス感染拡大により景気後退の影響で税収は大幅の減収となるものと思われております。

国では、今回の新型コロナウイルスの感染拡大による経済の停滞で、度重なる財政出動が歴史に類を見ない規模に膨らんでおります。国の予算は膨張しており、税収との差を借金で穴埋めしているわけでありますので、そのギャップはますます拡大し、地方経済への影響は避けられない状況にあります。さらに、例年になく感染防止対策に要する

経費も膨らんでまいります。

コロナ危機が終息するにはワクチンや治療法が確立され、市場に展開されてからとなるものと思われますので、楽観視できない状況にあります。

町の蓄えでもあります財政調整基金を有効に活用し、住民サービスの低下を招かぬよう取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

今後の対応としましては、感染拡大を防ぐとともに住民の命と雇用、生活を守り、地域の社会経済活動を支えていくため、行政のみでなく地域コミュニティや各機関、企業などの協力が必要となります。議員各位におかれましても、ぜひともご協力をお願いしたいというところでございます。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）私、コロナの影響がなかったと考えた場合でも、やはり例えば歳出面でも社会補償費関係、あるいは給食費の無料化、またガーデンズの今後の経費の増加、こういったものが考えられます。また、歳入面では人口減少による税収の減、あるいはふるさと納税の減少、また六合との合併10年を経過したことによる財政措置がなくなる、こういったことから今後の町財政に不安を感じております。住み続けられる町のために、将来にわたっての健全財政を維持していく努力をぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは、2項目めの中之条ガーデンズについて伺いたいと思います。これまで相当な期間と相当な予算を投入し、町の観光の核として開発を進めてきている中之条ガーデンズですが、いよいよ来年度有料化施設としてグランドオープンすることになっています。そこで、この施設に対する町の開発計画の目的を町民と共有をし、よりよい施設として活用していくためにこれまでどのような整備をどれだけの費用をかけて行ってきたのか町民に分かりやすく説明していただければと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）剣持議員のご質問にお答えをさせていただきます。

中之条ガーデンズでございますけれども、これの目的でございますが、将来の人口減少社会において、当町の経費が大きく縮小してしまうことを防ぐために、観光の拠点として整備を進めてまいりました。単純に観光施設というだけではなくて、周辺の農業振興にも貢献し、農業と観光を結びつける役割も持っております。さらに、花による人づくり、地域づくりを進める施設でもあります。

これらの目的を果たすために、議会のご理解をいただきながら平成28年度から4年間をかけまして、7つの庭園と農園及び遊具広場を整備してまいりました。

この費用は工事費、委託料、原材料費及び備品購入費で総額で5億5,944万7,522円で

ございます。

そして、今年度は来年度のグランドオープンに向け、チケット販売所や周辺のゲートの整備など最終的な準備を進めているところでございます。

このたびの整備に関しましては、総合プロデューサーをお世話になっておりました、塚本こなみ先生をはじめ、一流の先生方がチームを組んでとてもすばらしい庭園に仕上げていただいたと思っております。

町外から多くの方にお越しをいただくだけでなく、町民のみなさんに愛され、誇りに思ってもらえる施設となるようにこれからは一生懸命管理、運営に力を入れていかなければならないというふうに考えております。

なお、町民のみなさんにはこの整備された施設の内容を広報なかのじょう10月号で紹介をはじめ、来年3月号までシリーズでお知らせをする予定でございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）次に、有料化してのグランドオープンはいつからか、またどのようなイベントを計画しているのか、そして有料化初年度の入園者数、収支をどう見込んでいるのか、令和3年度の具体的計画について伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、花のまちづくり課長にお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）花のまちづくり課長

○花のまちづくり課長（安原 明）では、まず最初にグランドオープンについてご説明いたします。昨年度までは町の日が4月15日であることから、この日に近い休日に町の日イベントと春の花フェスタを中之条ガーデンズで開催してまいりました。グランドオープンにつきましても、春の花々が咲き人々が動き出したくなるこの時期に行いたいと考えております。

入園料につきましても、グランドオープンに合わせて頂く予定でございます。

来年度に予定するイベントなどの計画でございますが、これまでどおり花フェスタや春、秋のローズガーデンフェアは行いますが、以前のように野外ステージにて子供向けのキャラクターやお笑い芸人などのショーを行うのではなくて、庭園の雰囲気合った演奏会、また花に関するワークショップを行っていきたいと考えております。また、各種園芸教室や食香バラの摘み取り、またはローズウォーター作りの体験なども計画しております。

入園者の予想ですが、毎年順調に増加しており、昨年度は13万6,000人で行いました。順調に行けば今年は15万人ぐらいになると予想しておりましたが、コロナ禍の影響を受けたため、12万人ぐらいになると予想しております。

来年度もコロナウイルス感染の影響は残ると考えられますので、入園者数は有料化による減少分も含めると、10万人ぐらいになると予想しております。

入園料収入と経費でございますが、入園料は300円から1,000円の範囲で、園内の様子により変動する予定となっております。バラのよい時期が1,000円、冬期間が300円、その他の時期が花の様子などで400円から800円とし、令和元年度の時期ごとの入園者の割合を参考に入園料収入を試算してみますと、年間で4,700万円ほどになると考えております。売店や食堂の売上げなども合わせ、収入は6,300万円と予想しております。

また、歳出面でも有料化に向け施設管理の質を上げる必要があり、人件費や委託料の増額が予想されますので、歳出予想額は1億5,000万円ほどになると予想しております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）次に、今後の経営計画について伺います。これまで情報の発信、レストランの改善、冬季の営業対策、子供、家族連れの対策、滞在時間等々の指摘をしてまいりました。また、せめて5年程度の経営計画を示してほしいと要望してきました。これらの対策も含め、今後の事業、経営計画はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）まちづくり課長。

○花のまちづくり課長（安原 明）現在のコロナ禍の状況で先の予想することは大変難しく、大きな違いが出てしまうかもしれませんが、中之条ガーデンズは来年度4月にグラウンドオープンいたしますので、経営計画をしっかりと立てよりよい運営管理ができるよう努めてまいります。

まず、数年間の入園者の予想ですが、本年度が12万人、令和3年度は新型コロナウイルスの感染の影響も残り有料化による減少を考え10万人、令和4年度には新型コロナウイルスの影響も回復し13万人、令和5年度が14万3,000人、そして令和6年度には15万7,000人になると予想しております。

それに伴う収入から支出を引いた収支につきましては、令和3年度がマイナス8,700万円、その後徐々に収支の改善を進め、令和6年度にはマイナス5,500万円と想定しております。

試算ではしばらくの間収支はマイナスとなってしまいますが、観光客が地域に与える経済波及効果はそれをはるかに上回り、地域全体で考えた場合大きなプラスになると考えられます。

平成30年度の群馬県の観光入り込み客数と観光消費額から算出した観光客1人当たり観光消費額は3,986円となっております。これを基に令和6年度の予想入園者数15万7,000人の観光消費額を試算しますと6億2,500万円にもなり、十分な経済波及効果があ

と言えます。

しかし、施設単体でも黒字化を目指し、花のよい時期はできるだけ多くの人に見ていただき、それ以外にも買物や食事、さらには楽しい体験などメニューをそろえて集客に努めねばならないと思っております。

具体的には冬期間には花は咲いていませんので、入園者が激減しています。そこで、食を目的に来ていただけるような魅力あるメニューを作るための取組も進めております。また、ガーデンズには日本で唯一の食香バラの農園があります。食用のバラとして流通しているものの多くは観賞用のバラを無農薬で栽培したもので、渋みの原因となるワックス分が多く、味と香り成分が少ないとのこと。当園の質の高い食香バラを使った製品開発やワークショップを実施し、集客を図りたいと思っております。

さらには、いつ来ても入園される人が何か新しい発遣ができるにはとして、花がなくても美しく、散策することで気持ちがい空間の提供に努めていくことがこの園のファンを増やしていくことにつながると考えております。

あわせて、経営的には内外に向かってこの園を売り出すため、今までできていなかった旅行関係や各種メディアに対する営業活動がこれからはとても大事な業務になると考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）ただいま開発のスタートから現在まで、そして有料化、グランドオープンの来年度、さらにはそれ以降の計画を伺ってまいりました。

そこで1点確認をさせていただきたいと思います。28年度からの開発費が約5億5,000万円ほどということでしたが、これに管理費を加えるとどのくらいになるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）花のまちづくり課長

○花のまちづくり課長（安原 明）整備に5億5,900万円ほどということで、運営管理費にこの4年間で3億2,669万8,717円をかけております。総額で8億8,614万6,239円となります。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）約9億円ほどということだと思います。そして、そこに数人の人件費が加わるということになるのだろうというふうに思います。

私も昨日現地へ行って見てまいりましたが、整然として藤棚も整備をされ、これからきれいになるだろうな、楽しみな思いになりました。しかし、町民が一番心配しているのは税金の持ち出しがどのくらい、そしてそれがいつまで続くのだろうかなというところ

ろだというふうに思います。今後の収支見込みへ来年度が約8,700万円の持ち出し、令和6年度には持ち出しが5,500万円まで縮小する、しかしそれ以上の経済波及効果がある、そういった答弁だったというふうに思います。波及効果は、四万温泉や沢渡温泉に来たついでに寄ったというのではなくて、中之条ガーデンズを目的に来た、そういった方が増加しないとこの波及効果は上がらないというふうに思います。中之条ガーデンズがそこを目的として訪れて、1時間が3時間に、日帰りが宿泊に、1泊が2泊に、そういった中之条町での滞在時間を延ばすこと、それによって消費額の増加につながるというふうに思います。今後いかにして税金の持ち出しを抑えるか、波及効果を上げるか、そのために目的地となるような魅力ある施設、そしてそれを生かす企画力、情報発信力、管理のボランティア力、そういったものが重要になってくるというふうに私は思っています。どのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）確かに数字だけ申し上げましたけれども、不安が残るのかなというふうに思いますけれども、だんだん集客を増やすということには努力を惜しまないつもりでございます。そして、このガーデンズを目的に来てもらう、このお客さんを増やすということが必要だということでございますけれども、私も全く同感でございます。今までは集客をするために内外に発信をしてこなかったということでございまして、町民の人に楽しんでもらうということもあって、発信力はなかったわけでございますけれども、これ有料化になりますと、旅行の会社とか、そういったところが動き出すということでございまして、無料よりか有料のほうが人を集めやすいというような会社もあるわけございまして、そういうところにアプローチをしてまいりたいというふうに思っております。今までできなかったそういった発信力、こういったものをしっかりと発揮していきたいというふうに思います。そして、花と湯のまち中之条というキャッチフレーズで売っておりますので、四万温泉、沢渡温泉、六合温泉郷、この温泉旅館の方とちゃんとタッグを組んで、四万温泉に来た場合は割引券を渡して、必ず寄ってくださいよというような相乗効果が生まれるような、そんな仕組みをしていきたいというふうに思っております。ここに情報発信と運営のプロがいないというような話もございますけれども、運営については塚本こなみ先生が足利フラワーパーク、あるいは浜松フラワーパーク、これの経営にも当たっておりまして、プロでございますので、そういった方のノウハウをお借りしたいというふうに思っております。いずれにしてもこの単体で黒字ができるように一生懸命工夫をしながら、また運営面にも精査しながら一生懸命やっていきたいというふうに思っておりますので、今後とも議員のみなさんのご支援とご協力をいただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）過日もこのガーデンズへ行ったときふわふわドームで大勢の子供たちが遊んでいました。家族連れやグループで来た方たちが楽しそうに園内を散策していました。ぜひ行くたびに違う景色を楽しめる、町民みんなが心から笑顔になれるような場所になってほしいというふうに思っています。

それでは、次の質問に移りたいと思います。ちょっと時間の都合で3点目の公共施設におけるバイオマス事業についてはちょっと後に回したいというふうに思います。

通告書の4番目の道路行政について伺いたいと思います。初めに、上信自動車道から四万温泉、沢渡温泉方面への誘導について伺います。金井地区から箱島地区までの間が暫定に開通しました。また、植栗地区から中之条駅南バイパスへの取付け道路の工事も着々と進んでおります。そこで、上信自動車道から四万沢渡温泉方面への利用者がスムーズに安全に往来できるようその誘導をどのようにしていくのか、議会として以前小川交差点から先の小川の道路を国道353として一新し、拡幅していただくよう関係機関へ意見書を提出し、要請していたと思います。町の計画を伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）上信自動車道から四万温泉、沢渡温泉の誘導についてということでございますけれども、まず初めに現在の状況について説明をさせていただきます。本年6月に箱島までが開通となった上信自動車道の延伸につきましては、今後の整備促進をお願いするために先日も期成同盟会による群馬県要望で活動してまいりました。しかし、植栗インターチェンジまでの6.7キロメートルの完成予想につきましては、県による公共事業再評価の対応方針案によると、当初よりも2年延びて令和9年度になってしまうという見込みであると、本年7月末に説明を受けたところでございます。また、同様にアクセス道路として現在工事が進められております県道植栗伊勢線につきましても、2年延長で令和8年度の完成になってしまうという見込みであるとの説明もございました。

それらの主な理由としては、軟弱地盤対策の追加や縦断勾配の見直しによる竜ヶ鼻橋の延伸など、全体事業費の増額によるものでございます。

以上のことから、なかなか思いどおりの進み具合とは言えませんが、今後につきましてもしっかりと要望活動をしてまいりたいというふうに思って、早い整備をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

そして、議員お尋ねの四万沢渡温泉への誘導につきましては、国道353号駅南バイパスが清見寺下の長岡交差点で国道145号と合流したままの状態であることから、国道353号本線までバイパス延長を要望していきたいと考えております。その要望ルートにつきましても、先ほど剣持議員が申されたように小川交差点から土木事務所前を通過する町

道折田小川線を拡幅するルート、これはもう既に県のほうに要望してありまして、県代行、これは町道でございますけれども、県代行の予定路線として登録をしているということでございますけれども、なかなか県代行の先のほうの先約がまだ終えていないということで、まだ手がついていないという状況でございます。それと、昨年9月に産業建設常任委員会で現地を踏査いたしました吾妻建設会館、バイパス沿いにありますけれども、その付近から枯木沢沿い上って国道353号へ結ぶルート、これも今検討しているところでございます。

いずれにしてもこの工事には大金がかかるということでございまして、これもしっかりと要望をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）ぜひ交流人口の増加を目指しておりますので、そういった方々が安全に往来できるように重ねて要望活動をお願いしたいというふうに思います。

また、インターチェンジ名に四万沢渡を入れてもらうことがかなわず、大きな宣伝効果を失ったことは大変残念に思っています。代わりに、ぜひ分かりやすい案内板の設置の準備も進めていただきたいというふうに改めて要望しておきたいというふうに思います。

次に、県道下沢渡原町線の改良について伺います。この路線も多くの利用者が長年にわたる拡幅要の強い道路であります。ようやく東吾妻町側で改良工事が進み始めておりますが、今後の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、建設課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）県道下沢渡原町線の改良についてですが、現在は原町工区の2期工区が着工となっております、来年度は狹隘区間の拡幅が全て完了する見込みだと聞いております。

ですので、それ以降の中之条工区分の改良要望としましては、山田の峠付近の拡幅も含めまして、事業の継続を中之条土木事務所へお願いしたいと考えております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）ぜひ通称、今話ありました峠の狹窄箇所の拡幅、また高沼地区の狹窄箇所の拡幅などについてもぜひ進めていただければというふうに思います。この路線は、私思うように上信自動車道の西からの玄関口としての役割を果たす道路に期待されると思います。利便性も高くなり、交通量も増すことが考えられます。ぜひこのもう路線の改良を進めてより活用できるようになればというふうに期待をしております。

次に、中之条草津線の改良について伺いたいと思います。これは六合と合併して10年、両地域を結ぶ大動脈であるこの中之条草津線は、大岩細尾地区から暮坂峠、そして湯原地区にはセンターラインの引けない大変危険な狭窄場所があります。半世紀にわたる地域の懸案であった湯原地区の通称橋場の前が地権者の理解の下関係者のご尽力により改良されました。暮坂峠においても徐々に改良が進められております。ぜひ今後もその改良を進めていただきたいというふうに思います。答弁をいただく予定でしたけれども、時間の都合で要望ということとさせていただきます。と思います。

加えて、ここは日本ロマンチック街道と名づけられて、詩人若山牧水が歩いた道として非常に名高いこの暮坂峠です。多くの方がそこからの景観に感動を覚えてなりません。幸いにそのすばらしい景観を一望できる場所に車を止められる広い場所があります。残念ながら大木によってその視界が遮られている状態であります。地元のほうでは3年ほど前からその対応をお願いしておりまして、関係機関からは前向きな返事をいただいているところであります。それが実現した後にぜひ木を活用してそこへちょっとした展望台を造ったらどうか、これは地元の温泉組合長のアイデアでございます。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、地域の課題について移りたいと思います。老人福祉センターとして古くからスタートしておりましたが、その有笠山荘が解体をされ、今駐車場となっております。周辺には地域のシンボルである有笠山、また聖坊、カエル岩等々360度を見渡せるまさに絶景の場所があります。全国的にまた知られたロッククライミングとしての聖地として大変人気もあり、絶えずロッククライマーの方々が訪れております。その入口に位置しているのがこの駐車場です。そこをヘリポートとして活用したらどうかというような地元の方の意見もございます。ぜひもし可能でしたら、この活用を考えていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）その前に今暮坂峠の森林管理署の木を切って見晴らしのいいところを造ってもらいたいという話でございますが、この間通ってみましたら、下のほうから今伐採が始まっております。ですから、近い将来見晴らしのいいところできるかなというふうに思います。

それと、旧有笠山荘の跡地へヘリポートをとという要望でございますけれども、ご承知のとおりヘリポートには規制がございます。縦40メートル、横40メートルの面積がないとそれが難しいということでございますが、現地は60メートル掛ける30メートルということで、ちょっと狭い、そして15メートル以上の立ち木、あるいは建造物もあるということで、これについてはちょっと難しいかなというふうに考えているところでございま

す。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）そういった原則があって、ヘリポートは難しいということであれば、地元の一部の意見では駐車場として使うならば、そこへぜひトイレが必要ではないかと、有笠山は先ほど申しましたようにロッククライマー、あるいは登山者等が非常に多く訪れて、用を足した後のペーパーのようなものがたくさん見受けられてしまいます。ぜひそういった検討をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

ぜひ町長、そして職員のみなさんには健康に留意をいたしまして、これからも持続可能な町づくりのためにご尽力いただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（山本隆雄）剣持秀喜さんの質問が終わりました。

一般質問の途中ですが、換気のためここで暫時休憩いたします。再開は10時30分いたします。

（休憩 自午前10時15分 至午前10時30分）

○議長（山本隆雄）再開します。

次に、関美香さんの質問を許可します。関さん、自席でお願いします。3番、関さん

○3番（関 美香）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。質問の内容は、1、行政のデジタル化について、2、子育て支援施策と少子化対策についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

まず初めに、行政のデジタル化についてお伺いをいたします。申請の手続の簡素化や各種業務の効率化の現状と今後行政のデジタル化をどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、関議員のご質問にお答えをさせていただきます。

行政事務における行政のデジタル化の現状でございますが、国、県及び全国市町村での閉鎖的な総合行政ネットワーク、L G W A Nと言いますけれども、の整備により、特定個人情報や機密性の高い情報の共有化が可能になっております。吾妻広域による共同調達において、住民情報系、これ基幹系と申します、システム及び内部情報系、これは人事給与、財務会計といいます、のシステムの導入が進み、郡内で同一システムの運用が開始されております。また、執務に必要なパソコンやサーバー等につきましては、定期的な更新を実施し、事務のセキュリティの確保及び事務の遅延、遅滞防止に努めているところでございます。

住民サービスにおける行政のデジタル化の現状でございますが、群馬県及び県内市町

村が共同利用可能なシステム導入により、公共工事の電子入札が始まり、児童福祉に関わる手続がオンライン化される見込みであります。まだまだ紙による申請が非常に多い状況でございます。また、住民票等のコンビニ交付につきましては、県内5市2町1村、うち郡内で東吾妻町と嬭恋村が導入済みでございますけれども、町としても現在費用対効果の検討を行っているところでございます。

今後の取組につきましては、国が推進をしております行政のデジタル化の動きを注視しつつ、各種申請等の行政手続のオンライン化及びAI、人工知能等の技術導入も視野に入れて手続の簡素化、あるいは業務の効率化を検討してまいります。行政のデジタル化は住民サービスを向上させるために避けて通れないものであると認識しております。様々な課題も予想されますけれども、客観的に透明性の高い検証を実施してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）国は行政のデジタル化を推進しており、中之条町においてもより便利な行政サービスの提供と行政業務の効率化推進に努めていただきたいと思います。そして、行政のデジタル化進めるとともに、町民のみなさんに寄り添った行政サービスの提供が重要であると考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、企画政策課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）行政サービスの向上につきましてお答えさせていただきます。

行政のデジタル化推進につきましては、住民サービスの充実と、自治体職員の働き方改革も根底にあるように思います。地方自治体の本来の目標は、そこに住む人々の生活を支えることであり、デジタル化は住民の利便性を高めていくための一つの手段であると思います。デジタル事業を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変化する一方で、現在も粛々と行われております日常業務も重要な行政サービスでございます。来庁されました住民の方々の用事があまり移動なく済むように関係各課及び担当者の業務連携の推進を実施しております。非常にアナログ的でございますが、このような対応は来庁されました住民の皆様の負担軽減に直接的に関わることでございますので、今後も継続して住民サービスの向上に取り組んでまいります。アナログ化とデジタル化を両立しました行政を目指しまして、住民サービスの充実、自治体職員の働き方改革も併せて取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）町民のみなさんの中には役場に行くことに慣れておらず、不安な気持

ちで来庁される方もいらっしゃると思います。また、申請によってはそれぞれの課をまたぐことも考えられ、精神的、身体的な負担がかかることも懸念されます。町民のみなさんに寄り添った対応は答弁の中でアナログ的対応とありましたが、これから様々な分野で情報通信手続を使ったデジタル化が進んでいく社会を考えると、行政サービスにおけるアナログ的対応をより大切にしていくべきと考えます。そして、行政のデジタル化は目的ではなく町民のみなさんが安心安全な暮らしを送るための手段であるべきと考えます。これから、進歩していく情報通信技術を適切に取り入れながら、よりよい行政のデジタル化を進めていただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）現在新型コロナウイルスの感染症が終息をまだ見えていないということとございまして、様々な生活スタイルの提唱がされております。新しい生活スタイルは当たり前の生活スタイルへと変化しております。数年先のデジタル技術は当たり前のように受け入れられ、人々の生活を豊かにしていると思っております。行政のデジタル化は入口であって、いかに浸透し、当たり前のように溶け込んでいけるかが重要だと思っております。アナログの補完としてデジタル化の推進は避けることができない現実でございます。物づくりは人づくりといった言葉を引用すれば、現在の会社はますます人づくりが求められていると思います。デジタル化は人々の幸せや持続可能な社会のためにはなくてはならない手段であり、目的ではないことを念頭に関係機関と調整を密にし、住民サービスの向上に努めてまいりたいと思います。今国のほうでもデジタル庁を創設する、そして県の、中之条で言うと総合計画でございしますが、20年のビジョンが報告をされましたけれども、これも方向性はデジタル化でございます。ですから、この先はデジタル化の方向に向いていくということは間違いのないというふうに思いますけれども、先ほど言ったように人と人との対面、こういったことも行政の、特に役場の行政の中では必要だというふうに思っておりますので、そこらへんのバランスを取りながらやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）行政のデジタル化を進めるにあたり、様々な課題もあることと思いますが、住民サービスの向上、そして職員の方の働き方改革を進める上でも今後の取組に期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、行政業務の効率化と住民サービスの向上、そして防災の観点から被災者支援システム導入の提案をさせていただきます。被災者支援システムは、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた兵庫県西宮市が市の日常業務の復旧と併せて被災者を支援するシステムを構築し、そのシステムが被災者支援や復旧、復興業務に大きな力を発

揮したそうです。そして、そのシステムがさらに進化、リニューアルし、全国の地方公共団体に無償で公開、提供されているそうです。行政のデジタル化を進めるにあたり、被災者支援システム導入を検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）提案をいただきました被災者支援システムでございますけれども、これは地震や台風などの災害を受けた際に、被災者情報を集約し、円滑な支援につなげることが目的であると思います。議員がおっしゃるとおり、現在は開発元の地方公共団体情報システム機構によって全国の自治体に向けて無償でシステムが公開、提供されております。災害時においては、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、救援物資や備蓄品の管理など災害時に必要とされる様々な機能を有しておりまして、活用するメリットは大きいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）もしも大規模な自然災害に見舞われたら、直ちに被災者を救護、支援し、迅速かつ的確に復旧、復興作業を行っていかねばならず、行政には大きな責任がかかってきます。そのための備えとして被災者支援システムを導入すべきと考えます。また、このシステムは、住民基本台帳をベースにしていることから、世帯を対象にした申請、給付への対応が可能であり、実際奈良県平群町では被災者支援システムを使い、国からの特別定額給付金を迅速に支給したそうです。このように平時の行政業務の効率化、さらには住民サービス向上にもつながると考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）被災者支援システムの機能を応用し、さきに実施されました特別定額給付金の申請事務や新型インフルエンザのワクチン接種、臨時福祉給付金の申請などにこのシステムを活用されている自治体もあるようであります。このシステムを活用することでコスト削減にもつながり、マイナンバー制度にも対応しているということでありますので、今後の行政のデジタル化による住民サービスの向上に寄与できるものとも考えられるところでございます。

しかしながら、これらの各種機能が住民基本台帳データと連動されることから、導入にあたりましては、その最新の情報の確保や処理にあたり、職員の研修、関係する各課、各担当者の連携が必要となりますので、国や既に導入されている自治体から情報をいただきながら導入について検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）導入に対して、答弁にもありましたが、職員の研修や各課、各担当者間の連携など課題もあるようですが、先ほども申し上げたように、災害時に必要な様々な機能を備えていること、そして今後の行政デジタル化における行政業務の効率化と、住民サービス向上においても必要なシステムであると考えます。また、近隣では渋川市がこのシステムを導入しているそうなので、情報収集していただき、被災者支援システム導入への調査、研究をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次に、子育て支援施策と少子化対策についてお伺いいたします。これまで行ってきた子育て支援施策についての評価と、今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、子育て支援についてお答えをさせていただきます。

従来の子育て支援施策の評価と今後の取組についてということでございます。お尋ねの子育て支援に関する事業につきましては、急激な人口減少や少子高齢化による子ども・子育て環境の変化が生じている中で、重要な施策と位置づけ、積極的に取り組んでまいりました。

中之条町における子育て支援の事業につきましては、多岐にわたって様々な事業を実施しておりますけれども、特に町長就任以来学校給食費の無償化や町立保育所や幼稚園、こども園の保育料の無償化を実施いたしました。また、出産祝金を第1子から支給する等の拡充や乳児おむつ等助成事業の新設、入学準備応援品の支給額を増額するなど、保護者の経済的負担を軽減する事業も積極的に実施していることから、子育て支援の施策につきましては、子育て世代のみなさんからも高い評価をいただいているものと思っております。

事業費におきましては、事業の拡充に伴いまして、個々の事業において増加しているものもございます。ただし、この子育て支援の施策につきましては、すぐにその効果が表れるものではなく、長い時間を要するものであると考えております。今後も子育てを担っている町民の皆様が安心して子育てができるよう町民のみなさんのご意見を踏まえながら現在実施している事業を継続し、あるいは充実してまいりたいと思っております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）町民のみなさんから中之条町の子育て支援施策は充実しており、大変ありがたいとお声をいただくことがよくあり、子育て支援に力を入れていただいていることに心より感謝いたします。

今後の子育て施策の取組において、経済的負担軽減とともに子育てに係る精神的、身

体的負担のサポートに力を入れていただきたいと考えております。その中で、産後ケア充実のお願いをさせていただきたいと思っております。9月定例会議の決算審査特別委員会の中で、産後ケアについての質疑をさせていただきました。西吾妻福祉病院と、その他の病院において産後ケアを受けられるが、その他の病院においては出産した方に限られるとの答弁でありました。私は、産後ケアをさらに利用しやすくすべきと考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては保健環境課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）議員質問にお答えさせていただきます。

現在産後ケアが利用できる医療機関につきましては、先ほどのお話にもありましたが、西吾妻福祉病院、小児医療センター、利根中央病院の3施設です。そのうち出産した病院に限らず利用できる施設は西吾妻福祉病院のみとなっております。今後も多くの方が利用できるよう医療機関を拡充していく予定であります。

また、利用日数につきましては、延べ7日間までとなっておりますので、7日連続の利用でもあるいは期間を空けて1日ごとの利用でも利用者の希望に応じて利用させていただいており、医療機関にもよりますが、デイサービス型、宿泊型のサービスもそれぞれ受けることができます。

来年度以降助産師など専門職が自宅に訪問するアウトリーチ型の産後ケアを取り入れ、施設に出向かなくても自宅で育児相談や母乳相談、沐浴などの支援を受けることで、母親の不安の軽減につながるサービスを実施していきたいと考えております。

また、産後ケアの利用機関ですが、産後4か月と今まではなっておりますが、来年度からは産後1年までの利用機関とし、必要な人には継続した支援ができるよう検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）出産を終えた女性は、精神的、身体的に大変不安定であり、従来の西吾妻福祉病院とその他の病院では距離的な点において身体的負担がかかることを懸念しておりました。自宅で産後ケアを受けられるようになることで、その負担が軽減されると思います。また、利用機関を産後4か月から産後1年までの延長を検討されていること、さらに産後ケアを受けられる医療機関を拡充していく予定であるとのこと。より利用しやすい環境づくりの推進に心より感謝いたします。さらに、妊娠、出産、育児に対して悩みを抱える女性をサポートするため、より相談しやすい環境をつくるべきと考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）10月1日から子育て世代包括支援センターを保健センターに解説いたしました。このセンターの役割は、妊娠中から子育て期にわたる母子保健と子育て支援サービスを一体的に提供できるようきめ細やかな相談支援を行っていくものです。支援は、保健センターの保健師のほか、住民福祉課の少子化子育て対策係と連携を取って行っています。また、保健センターに相談室を1室増設し、いつでも安心して相談を受けられるようにいたします。今後は、この子育て世代包括支援センターの周知をするとともに、誰でもいつでも相談しやすい環境づくりに努め、よりきめ細やかな支援を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）子育て世代包括支援センターが開設されたことで妊娠中から子育て期までのサービスをワンストップで受けられるようになったこと、また保健センター内に相談室が設置されたことでより相談しやすい環境が整備されたことを確認させていただきました。お互いに顔を見ながら対話することはもちろん大切なことではありますが、妊娠、出産、そして育児に対する不安な気持ちや悩んでいることをより気軽に打ち明けられるような環境をつくることも大切であると考えます。そして、気軽に相談できるという点においてライン等の活用が有効ではないかと考えます。今後行政のデジタル化を進める中で、より相談しやすい環境づくりの調査、研究をお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、少子化対策における中之条町の取組についてお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）少子化対策についてということでございますけれども、ご承知のとおり毎月の広報を見ますと、亡くなっている方が20人から30人、そして生まれる方が2、3人ということで、目に見ても切実な問題だというふうに思っておりますけれども、少子化の背景につきましては、結婚への意識の変化による未婚化や晩婚化、また経済的理由により子供を産まないなどその要因は様々であると思っております。そのような中で、町では結婚を応援する事業を実施しております。出会いの場づくり事業では、平成26年度から平成30年度まで中止になった事業を含め婚活イベント等を中心に14事業ほど企画してまいりました。これにつきましては、回を重ねるごとに参加者の減少傾向が顕著に表れてきましたので、平成30年度から吾妻郡5町村で構成しているぐんま結婚支援連携協議会吾妻部会の主催による婚活イベントを実施しております。今年度は3年目となりますが、過去2回では参加者も増え、また成立するカップルも増えていることから、今後もこの共催事業に重点を置いた事業を実施してまいりたいというふうに思っております。

す。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）答弁の中にもありましたが、少子化の要因の一つが未婚化、晩婚化であると考えます。中之条町では26年度より結婚を応援する取組において出会いの場づくり事業が実施されており、30年度からは群馬結婚支援連携協議会吾妻部会の主催による婚活イベントにおいて参加者、そしてカップル成立共に増加の傾向があることを確認させていただきました。結婚を応援する取組において、出会いの場づくり事業は重要であると考えます。引き続き取り組んでいていただきたいと思います。

また、答弁の中にもありましたが、少子化の要因には経済的な理由があることも考えられます。中之条町において比較的所得の低い新婚世帯に対して結婚新生活支援事業がありますが、この事業を拡充すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）これについては、住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄） 住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）関議員のご質問にお答えしたいと思います。

町では、比較的所得の低い新婚世帯に対して、家賃や引っ越し費用の補助を行う結婚新生活支援事業を実施しております。これは、実質的な国庫事業で、今年度は県内7市町村が事業を実施しており、中之条町では平成28年度に事業を開始し、令和元年度まで10件の新婚世帯に合計で243万2,000円の補助金を交付しております。

この補助金の対象となる方は、これまで婚姻日の年齢が夫婦共に34歳以下であることや、夫婦の所得を合算した額が340万円未満であることが条件でありました。今般令和3年度から国がこの条件を緩和する方針を示し、補助対象となる方の夫婦の年齢が39歳以下、夫婦の合算所得も400万円未満に条件が緩和され、さらに補助できる金額も上限で30万円から60万円に増額するという通知を受けております。

町では、この国の方針を前向きに検討し、少子化対策として実施してまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）先ほども申し上げましたが、中之条町の子育て支援施策を評価するお声をいただく中で、結婚新生活支援を充実してほしいとの要望をお聞きします。結婚新生活支援事業の拡充を前向きに検討していただきたいと思います。そして、少子化対策、子育て支援施策において当事者のお声が大事であると考えます。今後も町民のみなさんのご意見を踏まえながら中之条町で安心して結婚、出産、子育てができるよう少子化対策、子育て支援施策のさらなる充実をお願い申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。

だきます。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）関美香さんの質問が終わりました。

次に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、自席でお願いします。11番、
福田さん

○11番（福田弘明）12月になりますと、令和3年度に向けた新年度予算の編成作業も始まります。先ほどの同僚議員の答弁の中でも昨日新年度予算に向けての第1回の編成会議を行ったと、町長の答弁もございました。それを踏まえまして、ぜひ新年度予算へ反映させていただくために中之条町福祉タクシー利用料金助成事業の改善、また不妊治療助成事業の制度改正の2つについて提案申し上げまして、町長の考えをお伺いいたします。

まず初めに、中之条町福祉タクシー利用料金助成事業の改善について質問させていただきます。この事業は、昨年度制度改正がなされまして、利用されやすい制度となりましたが、今後ますます高齢化が進んでいく中で、非常に利用される場面が拡大していくのではないかと考えております。実際に起きた事例からさらなる福祉輸送サービス現場での利用改善を図れるよう制度改正を求めたいものであります。

分かりやすくお話をするためにこの事業の内容を紹介した後に、具体的な事例に基づきまして話を進めさせていただきます。この事業についてのあらましを紹介させていただきます。まず、対象者であります、運転免許証を所持していない満65歳以上の方、運転免許証を返納した方、次の手帳のいずれかを所持する方として、視覚障害、あるいは下肢障害の身体障害者手帳、第1種身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方、また助成内容としては、1枚500円相当の助成金を60枚で1冊として交付し、障害者の方には1冊目を無料で交付する、負担金でございますが、3,000円ということでございます。また、利用方法として、タクシーに乗車するときにタクシー助成金を乗務員に提示し、運賃を支払うときに運賃から助成額を引いた残りを現金で支払うと、また利用できるタクシー会社はここで明記されているのでお名前を上げても大丈夫かと思いますが、利用できるタクシー会社として浅白観光自動車中之条営業所と明記されております。以上があらましでございます。

次に、実際に起きた事例に基づいてお話をさせていただきます。事例その1、50代の方で運転免許証を所持している方でした。突然歩行ができなくなりまして、奥様では病院へ受診する際に家からさえ出られない状態になり、全額自己負担で介護タクシーにお世話になりました。また、ほかの事例でございますが、同様な状況で家族では対応無理なため救急車を要請しましたところ、そのような件では救急車での対応は慎んでほしいとの指導をいただいたケースもございました。

事例その2、後期高齢者に当たる方ですが、県内中心部での高度な医療を提供できる

病院での診察が必要になった際に、体力的に通常の車のシートでの長時間移動は身体の負担が大きいということで、寝たままで移動のできるストレッチャーでの移動となり、もしものときに備えて看護師の同乗にて移動したケースがございました。このときに利用した介護タクシーのお話によりますと、群馬県から東京への搬送もあったということでございます。

事例その３、病院への受診に向けての移動の際に、たんの吸引処置をしなければならぬ事例がありまして、介護タクシーでの移動の道中で車を止めて処置をしながらの搬送もあったということでございます。

このような事例を見聞きするに及び本当に必要とされる場面でこの補助事業が有効に活用されるのか、もし利用できないのであれば、改善を図らなければならないと思います。健康保険や介護保険におきまして、病院への送迎については対象になるように制度上はなっておりますが、実際の運用におきましては、どちらも様々な要件を満たさなければ適用にならないと聞いております。

そのような中で中之条町福祉タクシー利用料金助成事業という事業名を冠したこの補助事業ですが、福祉という名前からこの事業を高齢者向けに限らず福祉系の輸送サービスのことと捉え、頼りに思った町民の方も多いと思います。しかし、それが期待していた内容とかけ離れたものであったと町民の方が落胆してしまうのではと思いますと、この際一層の改善を進めていただきたいと思い、質問させていただきます。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）福祉タクシーについてご質問をいただきました。現行の制度の概要については、福田議員が申されたとおりでございます。当初の導入以来、現行制度につきましても移動困難者の移動手段として好評をいただいているところでございます。先ほど議員から紹介いただきました事例などは、具体的に示されている個々の条件に該当しないケースかと思えます。しかしながら、当該事業で乗車対象としている一般タクシーの利用で間に合うような場合は、その都度検討させていただき、やむを得ないと判断した場合は中之条町福祉タクシー利用助成事業実施要綱第３条第４号に町長が特に必要と認めた者と規定をされておりますので、個別に対応させていただきたいと思っております。この前も同僚議員からこのような質問がございまして、個々の対応をさせていただいたという経緯がございます。

また、ストレッチャーのままで乗車などの特殊な車両での対応につきましては、利用料金の一部補助や特殊車両の貸出しなど、中之条町として可能性を検討し、介護されている方や介護している家族が安心して生活できるよう改善すべき点につきましては、

改善をしてまいりたいというふうに思います。なお、車椅子のままの乗車可能な車両を町で1台、社会福祉協議会でも1台貸出し用に用意してあります。そちらでも対応できる場合は燃料代のご負担のみでご活用できるというふうに思っております。

この福祉タクシーという名前でございますけれども、福祉を中心にやっているというふうに思われている方もあると思いますけれども、もともとは身体障害者の移動手段としての福祉タクシー、そして高齢者の移動手段としてのタクシー、これを総称して福祉タクシーということでやらせていただいております。今福田議員が申された特殊な例につきましても、検討する必要があるかなと思いますけれども、これは渋川市とか大きいところによりますと、タクシー会社が自分のタクシーを改造してそのような運搬をしているということで、介護タクシー、あるいは福祉タクシーということで有料で実施をしている部分がございますけれども、これも費用対効果でございますして、営業でございますので、なかなかこれを導入する事業所が少ないということでございまして、中之条町は中之条町で営業している浅白自動車、タクシー、1社との契約でございますので、このへん、仮に渋川のタクシーと契約するということになりますと、多くのところと契約を結んでおかなければならないという問題もございます。いずれにしてもこういった特殊なケースであっても、利用ができるような体制は取っておく必要があるかなというふうに思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）前向きに検討していただけるという大変心強い答弁をいただきました。本当にありがたく思っております。また、町長のお話の中で町長が特に必要と認めた者については適用するということをお話しになられておりましたが、私はこういうことがあるとは、こういう規定があるということは存じておりませんでしたので、こういうのがあると非常に助かるなと思っております。ただ、いろいろ調べていく中で、この移動困難者の移動に関しては、いろんなというか、法律上の制約とか諸々ございますようですので、この際所管の課長さんにお伺いしたいのですが、現状では福祉タクシーと言われている、今この補助事業の名前に冠されている福祉タクシーというものもございますし、私が今言葉を使っております介護タクシー、またヘルパータクシーというような業態もあるようなのですが、このへんはどのような業態上のすみ分けがあるのか、できること、できないこと、それについて所管の課長さん、ご説明いただきたいと思うのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）福田議員お尋ねの福祉タクシー、介護タクシー、ヘルパータクシーの業務ということでございますけれども、まず福祉タクシーと言われているも

のですが、一般のタクシー事業者が車椅子に座ったままで乗降できるなどの福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことを言うと国土交通省のほうの規定ではなっているようでございます。その許可のことを一般乗用旅客自動車運送事業のうちの福祉輸送限定というようでございます。行政では、福祉輸送サービスを総称して福祉タクシーと呼ぶことが多く、ご質問いただきました助成事業でも福祉タクシーという名称を使用しております。この福祉輸送限定の許可の場合ですが、福祉自動車を使用する場合には介護福祉士、もしくは訪問介護員、または一般社団法人全国タクシーハイヤー連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了したものなどの乗務が努力義務であり、セダン型の一般車両を使用する場合にあっては、介護福祉士、もしくは訪問介護員、もしくは居宅介護従事者の資格を有する者、またはケア輸送サービス従事者研修を修了している者が乗車しなければならないということになっております。いずれの場合でも運転免許証につきましては第2種運転免許証を有している必要がございます。

介護タクシーでございますが、介護タクシーもあくまでも通称ということであり、福祉タクシーと同じ意味でこう呼ばれることがございます。

また、ヘルパータクシーでございますが、こちらやはり通称でございます。訪問介護事業所、または居宅介護事業所の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者との契約に基づいて訪問介護サービスを提供する訪問看護員などが所有する、訪問看護員さんいわゆるヘルパーさんが所有する自家用車を事業に使用したい場合、自家用有償運送許可を受けて利用者の移送行為を行うことを指すことが多いようです。資格といたしましては、訪問看護員等が第2種運転免許証を保有しているか、第1種運転免許証保有し、国土交通大臣が認定する講習を修了していることが必要という規定になっております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ちょっと聞いただけでは難しい内容なのですが、福祉タクシーは一般のタクシー会社さんが行うというようなふうにとってよろしいかと思うのですが、その際には一般のタクシーというのは乗る方に対して直接手助け等はできないという、たしか決まりがあるかと思いますので、もし乗降される方に対して何らかの介助が必要な場合は今課長さんがお話しになられたように特別の限定許可を受けていなければこういう介護者の輸送業務には当たれないという解釈でよろしいかと思うのですが、またヘルパータクシーにつきましては、多分これは福祉有償運送ということで一般の福祉事業者様が事業を行っている中での施設への送迎と、そう解釈してよろしいのでしょうか。そのへんちょっと確認させていただきたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）まず最初の福祉タクシーについてなのですが、一般のタクシー業者さんが行うということでございますが、福祉自動車、これを使う場合には介護福祉士等の乗務努めなければならないということです。これは義務ではないということになります。ただ、セダン型、普通のタクシー、こちらを使用する場合にはそういった職員の業務が義務づけられておりますので、どちらのケースにしましても、福祉タクシーという認可を受けている以上は介助ができるというふうに解釈しております。ただ、一般のタクシーを使って乗降の際に手助けが必要な方がいらっしゃるとすれば、一般のタクシーの場合にはそういう介助ができないということになるかと思えます。

続いて、ヘルパータクシーの件なのですが、議員おっしゃるとおり、福祉有償運送事業についてもヘルパータクシーの一部であるかと解しております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）それと、福祉タクシー、介護タクシー、ヘルパータクシー、このような事業を行っている事業者が町内にはあるのでしょうか。そのへんをお願いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）町内にはございません。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）町内にはございませんということになると、そもそもこの補助事業利用できないということなののでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今話があった福祉有償運送については、これは陸運のほうで特別認められている事業所でございます。ですから、どこからどこまで料金が幾らで誰を乗せるという限定つきのものがございますので、この事業所は幾つかございます。ただ、一般の人が手を挙げて、では乗せてくださいと言っても、それは乗せられないということでございますので、そういう方は一般のタクシーを使うなり、福祉タクシーを遠くからでも呼んで活用するというしかないかなというふうに思います。そして、先ほど答弁した中で町長の認める者という中ではございますけれども、これは福祉タクシーの範囲の中でございますので、介護タクシーとか、渋川のほうから呼んでくる、それについて町長が認める者の中には入らないということでございますので、これも大変個別の対応、ストレッチャー、あるいは車椅子、そしてその人工心肺、あるいは吸引をしながら、そういった様々のケースがあるわけなので、これを全部福祉有償運送の中で一くくりにするというのは非常に難しいかなというふうに思っておりますので、このへんもちょっと検討する必要があるかなというふうに思います。ただ、タクシー会社で費用対効果からす

るとこういったまれなケースでございますので、車を改造してまでそういった事業に乗り出すということは非常に少ないというふうに思っております。ですから、あまり普及されていないのかなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）確かにそんなに多くはない事案だと思いますが、ただ非常に大切な輸送サービスだと私は思います。と申しますのは、普通のタクシーに乗れるような状況であれば、ある方と比べてはるかに健康上の心配もございますので、また命に関わる切迫な状況にあるというような場面でもあります。そういう状況でも何とか利用できるような事業であればいいなと思って今質問させていただいておるわけでございますが、それともう少し課長の答弁にちょっと深入りさせていただきたいのですが、町内で唯一利用できるタクシー会社さんは、こういった介護を伴うような輸送サービスに対しての限定許可はお受けになっておられるのかどうか、そのへんを確認させていただきたいのですが。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）助成事業の1社の業者さんということでございますか。こちらの方につきましては、介護、福祉タクシーとしての営業要件は備えておりません。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）それともう1つ確認したいところがあるのですが、先ほども私が述べたのですが、健康保険、介護保険等でも病院への輸送についてそれぞれの保険で認められるような記述がございますが、課長、これは現実的に簡単に適用できるような制度なのかどうか、そのへんをちょっと課長、お話しいただきたいのですが。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）議員おっしゃいますとおり健康保険や介護保険におきまして送迎が認められるケースはございます。移送費というものでございますが、例としましてはほとんどないというのに等しいかと思えます。といいますのは、昨年度、後期高齢者で言いますとこの移送費が認められたのが2件という統計になっております。国民健康保険と後期高齢医療共に移送費の支給要件として、かなり限られておりまして、まず移送の目的である療養が保険診療として適切であること、これは保険医療ですから当然かと思えますけれども、次に患者の療養の原因である病気、けがにより移動が困難であること、緊急、その他やむを得ないことの3つの条件のいずれにも該当する場合で医師に同意があり、通院のためではないことが支給要件となっております。保険者が必要であると認める場合に限り支給されるということで、実際移送費が支給される例といたしましては、負傷した患者を災害現場等から医療機関に緊急に搬送した場合、または移

動困難な患者であって、患者の症状から見て当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院した場合などが標準的な事例として上げられています。

介護保険の場合でございますが、通院等乗降介助と呼ばれ、ケアマネジャーによりケアプランに位置づけられている方が対象となり、通院前の自宅の準備から病院までの移動、受診手続を訪問介護員が行うサービスがございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）健康保険サイドでは非常に県内で2例しかないということなので、非常に敷居が高くて、これは現実的ではないということだと思います。それと、介護保険での適用ということなのですが、今課長がお話しになられたように介護タクシーでのサービスメニューは非常に家から病院行く前の段階、着がえや靴を履く時点から、また室内、玄関からタクシーまでの移動だとか、降りてから病院での受付だとか、会計だとか、薬の受け取りとか非常に広範囲なサービスが可能なのですが、これはケアマネジャーさんを介してのやり取りということで、急に電話1本でというわけにはいかないと思いますし、そもそもではこの介護保険でお願いしますというような場合に中之条で利用できることは実際にありますかと、ひょっとして先ほどの事業所と解雇保険を適用して、この輸送業務をあたるについては、これまたいろんな規制があるのではないですか。例えば介護タクシーを個人で営業している人に対して頼むわけにはいかないと、あくまでも介護のサービスをしている会社でなければ駄目ですよとか、そういった規制があるのではないかと思うのですが、そのへんについて、課長、どうです。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）介護保険適用の部分というのが乗降介助ということになっておりますので、そちらのほうの報酬のみをお支払いいただく場合には介護事業者ということになりますので、往復の運賃ですとか、そういう対価を得ない場合には事業者であれば可能となります。介護タクシーの、介護タクシーというのが例えば福祉自動車を使っている場合、もしくはセダン等で介護福祉士等が乗務している場合ということになりますけれども、その場合には対価を得るということが別にありますので、輸送の対価とほかに介護のケアプランに組み入れている方の場合にはそのほかに乗降介助部分が介護保険の請求になるということになります。ですので、介護事業者のみに限ったことではないということになります。介護タクシーの事業者も可能ということになります。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）一説にもきちんと介護タクシーとして営業許可を法人として登録されていないと私は介護保険は適用にならないというような話を承っていたのですが、これ

はそうではないということなののでしょうか。また、そうしますと、中之条町内にはこういったサービスを、介護タクシー部門をやっている、そういった介護事業所というのがあるかどうかについてもちょっともう一度確認させていただきたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）まず最初のご質問ですけれども、介護タクシーの事業者、先ほど私最初に福祉タクシーと申し上げたと思うのですが、福祉タクシーの事業者というのは一般のタクシー業者でございますけれども、福祉輸送限定という許可を得て運行している福祉タクシーということになりますので、その走行分というのですか、移動分につきましてはそちらのほうでの請求が可能で、介護保険のほうの適用につきましては、その事業者が介護事業者である場合ということになるかと思われまいます。すみません。ちょっとこのへんはもう一度確認をさせていただきたいと思います。

町内に介護タクシーを許可を取っている事業所があるかということでございますが、介護タクシーのほうはございません。ただ、先ほど私ヘルパータクシーもございませんと申し上げてしまいましたけれども、町長答弁のとおり福祉有償運送のほうで許可を得ている事業所はございますので、そちらのほうで介護保険の適用ということではなくて、利用することは可能かと思えます。よろしいでしょうか。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）結論としましては、唯一指定されているタクシー会社さんは介護部門のケア事業を行っていないということで介護タクシーは適用にならないということですよ。分かりました。私はこの事業を改善という文言でぜひ検討いただきたいということをお話し申し上げたのですが、どうも町長、新たに介護タクシーに対して助成事業という形で新しい制度を立ち上げたほうがより内容が分かりやすくなるのではないかと私は今いろいろ答弁していて気づいたのですが、なかなか法律の縛り等があって、また町内に介護事業と介護タクシーを両方やっているところがないと、こんな両方やっているところというのは渋川でもない、前橋ぐらいいまで行かないとないと私は思っております。渋川でも介護タクシーやっている方は個人で営業されているので、介護保険での適用としては難しいと私は思っておりますので、そういったところにも適用できるように新たに介護タクシー、急な病変で病院行かなければならない、ケアマネさんなんか頼んで一々設計をして、会社と交渉して、予定を組んでと、そんないとまもないケースがあると思えますので、ぜひ新しい制度を検討していただいて、その際はこのタクシー券でなくて、償還払いというような形でも私はいいかなと思うのです。急な事態にも対応できるように償還払い制度というようなことも取り上げてぜひ新しい制度を検討していただきたいと思っております。この中之条町福祉タクシー利用料金助成事業という事業名を

冠しておりますので、町民の方にはこの福祉という名前から高齢者向けに限らず今言ったような福祉系の輸送サービス全体と思って頼りに思っている町民の方も多いと思います。それが期待していた内容とちょっとかけ離れたものであったと町民の方が落胆してしまうのではちょっとこれはまずいなと思っております。そのへんを含めて一層の改善を進めていただきたいと思います。このへんも踏まえて町長のお考えを最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今介護タクシーの新しい事業化ができないかという質問でございますけれども、非常に今課長が答えたように制度によってそれぞれ決まっているというがんじがらめの制度でございます。そして、中之条町でやっている福祉タクシーについては業者が1社ですので、1社と契約をすることによってそれが成立いたします。ただ、これが福祉タクシー、介護タクシーとなって前橋、高崎、そういったところこのタクシー業者を使うか分からないところと契約を結んでおかないと償還払いもできないということでございますので、そこらへんの難しさがございます。それと、制度によってそれぞれの対応が違うということもありますので、これ慎重にしていかないと難しいかなというふうに思っております。今ある制度を活用できるところについてはそれを活用していただく、最大限使っていただく、そして緊急性のあるものについては救急車とか、そういったものも対応できる部分があるというふうに思っておりますので、これこの場所で設置しますというのは非常に難しい返答になりますもので、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ぜひよろしくご検討のほうお願いいたします。

続きまして、ちょっと時間も短くなってしまったのですが、次の項目の不妊治療助成事業の制度改正についてお伺いいたします。

中之条町不妊治療助成事業は、現在既に不妊治療をされているご夫婦の経済的な負担を軽減するため、不妊治療に要した医療費の一部を助成を行うというものですが、これを医療行為のために将来極めて不妊になる可能性のある方へ、それを回避するための治療行為に対しても助成を行うことができるよう制度改正を求めるものであります。抗がん剤や放射線治療の影響で将来の妊娠が望めなくなる方がおられます。がんなどの治療開始前に手だてを講じていかなければ1度失ってしまった妊娠する力は二度と回復しないため、永久に子供を持つことを諦めなければならなくなります。現在ではこれらを回避するための精子凍結、卵子凍結、胚凍結、卵巣凍結といった方法がございます。成人者のみならず抗がん剤や放射線治療は小児や思春期など若い世代の方のほうに影響を受

けやすいとも言われており、若い方々への支援として大変重要な意味のある支援であります。国の不妊治療費の助成制度も温存治療の一部に適用できますが、未婚の患者は利用できないという状況にありますし、将来の子供を持つことのための手だて、これをなんか難しい言葉ですが、妊孕性温存という言葉があるのだそうですが、これについては公的医療保険の対象外で、費用は自己負担となっております。卵子の採取・凍結には15から30万円、精子につきましては2万から7万円、胚の凍結につきましては20万から50万円、卵巢凍結には約60万円程度かかるとされ、その後の凍結保存にも毎年1万円から6万円程度かかるということでもあります。このような事態の中で高額な費用負担に対しての支援を既に行っております自治体もございます。対象となられる方は年間で全国で7,000人程度ということですので、現在中之条町の本制度対象者から見ますと、ごくまれなことであると思ひ、果たして対象となる事案が生じるかどうか分かりませんが、備えておくことは必要と思われます。当人に取りましては、生きる希望にもつながる大変意味のある支援になるかと思ひますので、ぜひ新年度に向けて制度改正の検討をお願いしたいものと思ひ、提案申し上げます。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今福田議員から提案があったとおりでございますけれども、その温存治療したいという代表的なものはがん治療だというふうに思っております。その内容によっては卵巢や精巣機能に大きな影響を及ぼします。特に将来子供を産み育てることを希望する小児、思春期、若年がん患者で、将来に希望を持って治療に取り組めるよう支援が必要と思っております。現在群馬県では産婦人科医院による群馬県がん生殖医療ネットワークが設立されておまして、がん患者、がん治療医、生殖医療医とが適切な情報提供により卵子凍結等の温存療法が行われるということで、それが始まったということでございます。この間の11月20日に上毛新聞、それから毎日新聞にもこのような記事が出ておりました。国のほうでも収入に左右されないように2021年にはこのような制度を目指すということもございますけれども、福田議員が言った妊孕性温存とか、まだ全てがこれによって制度化されるかどうか分かりませんが、国のほうでもこのような動きがあるということもございます。普通の不妊治療につきましては中之条町は年間180万円まで補助をさせていただいている、これは恐らく群馬県でも1番、日本でも上のほうにいるのかなというふうに思っておりますので、そういった先進的な取組をしておりますので、国の動向を見極めて実施できるものについては実施してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ぜひご検討いただきまして、新年度に予算づけをしていただければと

思っております。町長、お話しになられたように中之条町におけるこの不妊事業に関しては非常にトップクラスの、私は政策だと思っております。ぜひこれも充実させてます多くの多くの方の希望につながるような政策となるよう新年度に向けてよろしくご検討をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（山本隆雄）福田弘明さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後１時といたします。

（休憩 自午前１１時３９分 至午後１時００分）

○議長（山本隆雄）一般質問を再開します。

次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、自席でお願いします。

１番、山田さん

○１番（山田みどり）１２月会議の一般質問の通告に従いまして、質問させていただきます。

この今コロナ禍が長く続く中で、経済への影響は非常に深刻なものとなっております。営業、また家計にも非常に厳しいこの年末を過ごすのも大変だと、そういった声が聞こえてきます。また、倒産件数も増えているという報道が出ております。その中で、ふるさと納税の税収というのが中之条は非常に大きいと思うのですが、昨年度は３,２２７件、７億４,０００万を超える税収を納めていただきました。こういう税収が減少する中で非常に大切な財源だと思うのですが、返礼品など含めてこの取組について町長にお尋ねします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、山田議員にお答えをさせていただきます。

令和元年度につきましては、質問内容のとおり多くの寄附をいただいたところでございます。寄附金につきましては、現年度分を基金へ積み立てし、翌年度に事業執行に基金を取崩し、事業の財源とさせていただいております。令和２年度の当初予算では７億１,９３０万１,０００円を各事業に活用させて頂いております。その内訳を若干述べさせていただきます。まず、教育環境等の充実には１億２,９７０万円、産業の振興、雇用の創出には１億３,５００万円、交流人口の増加、観光宣伝には１,３００万円、健康の増進には２億２,０００万円、福祉の充実、子育て環境には８,９００万円、地域づくりには１億３,２６０万１,０００円を充当させていただきました。

返礼品についてでございますけれども、寄附額の３割を感謝券として返礼しております。中身の検討といたしましては、平成２５年１０月よりふるさと納税事業が始まりました。最初は寄附額の５割の感謝券と１割の特産品として返礼品をお送りさせていただきました。しかし、平成２９年４月の総務大臣からの通知により返礼割合を３割以下とする要請

を受け、平成29年10月より3割の感謝券のみとさせていただきました。令和元年6月より総務大臣によるふるさと納税の対象となる地方団体が指定され、ふるさと納税事業を実施しております。本年度も10月1日より翌年9月30日までの指定を受け、3割の感謝券を返納品として事業を実施しているところでございます。発行年度別における利用実績につきましては、平成30年度確定で98.96%でございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）税収が減少する中ではこのふるさと納税というのは、当てにしていけないと思うのですけれども、非常に大事な財源であるということが今の事業の割当てでも見ても分かると思います。この総務省からの指定制度を受けてやはり各県の競争化が激しくなってしまったということがやっぱり要因でそういう3割にとどめてということで全国での一律な形でのふるさと納税というのがスタートしているのかなというふうに思うのですけれども、こういう形になってからこのふるさと納税の税収を今後どういうふうに伸ばしていくかということも含めまして、その今後の取組についてお聞かせいただければと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）企画政策課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）税収の確保についてお答えいたします。

やはり総務省からの要請も大分厳しいものになってきておりますが、現在申し込みのサイトが2本でございます。ふるさとチョイス、それからふるなびというサイト2本でございますが、この11月の中旬から楽天さんのサイトのほうオープンさせていただきました。こちらとしましては、待ち受ける母体のほうをちょっと広めにさせてもらいまして、多くの寄附者の方からご寄附のほうお願いできればと思っております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）以前は特産品なども含めて町の魅力を伝えるという形だったのですけれども、今でもその感謝券でも9割の利用をしていただくということで、町での利用をして、来ていただいて、使っていただくということで交流人口の面で考えても、こういった感謝券が非常に有効に使われているのかなというふうに思います。ふるなびとか楽天、新たに楽天が入るということで、またこの周知活動も非常に積極的に行っていただいて、今後そういったことにふるさと納税のほうの税収の見込みを上げていくという触れ込みも必要ではないかなというふうに思います。

次に、高額納税者に対しての返礼についてお尋ねします。これも私がちょっと質問し

たときには違いがあるのかなと思ったのですけれども、これも返礼品は3割にとどめるというふうにお伺いしました。中に希望者には1日町長制度があるというふうに、希望の方には1日町長制度を利用させていただくというふうにあるのですけれども、これは今心象として、そもそもふるさと納税ってお金の、富裕層にはそういう人には得する制度ではないかという、そういう見方もあったりだとかして、この1日町長は100万円を超えるご寄附をいただいた方が対象となっているのですけれども、そういうお金持ちの人がするもの、そんな印象を抱く方も多いと思います。このコロナ禍で苦しい家計の中で一生懸命税を納めていると、そういったときにこの1日町長の制度というのはいかなものかなというふうにちょっと思います。この制度の見直しについて町長にお伺いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）1日町長についてご質問をいただきました。これについては、平成25年からふるさと納税制度があって、それからずっと続いている制度でございますけれども、ときたまこの議会にも1日町長参加させていただいて、議員のみなさんに演説をして、そして職員にも演説をしてもらって、それで町内施設を御覧をいただいて、夜は懇親ということで、これがワンセットになっているわけでございますけれども、最近はどういった議会のほうの演説は辞退される方が多くて、会食だけということになるわけでございます。山田議員から今話がありましたけれども、ふるさと納税の制度自体、これはいい悪いのその判断があるのかなというふうに思いますけれども、町といたしましてはこういった財源が町の町づくりのために使われるということでございますので、中身のいい悪いはともかくとして、町としてはありがたい財源だというふうに思っております。ただお金をもらうだけではなくて、そういった1日町長を通じてさらに中之条町に理解をしていただいて、さらに寄附をいただけるということもございます。そして、参考になることもいろいろ聞かせていただけるということでございますので、ぜひこれは続けていきたいなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）続けるというご答弁なのですけれども、私はやはりこの1日町長制度の意義というのが、100万円以上のご寄附をいただいて、町をよく知っていただいて、そういう広告塔という意味合いもあるのかな、町を宣伝していただくようなお立場の方だったりとか、そういう方がご寄附をされてということで、こういう1日町長制度を続けたほうが良いというふうな見解なのかもしれませんけれども、やはり私はちょっとこの制度には疑問を抱くことがあります。この1日町長の経験者の中で、先月逮捕されました吾妻さくら病院の前理事長の中田賢一郎氏が過去にも1日町長で就任されているようですが、こうした人物との関わりが町にあったと、町民から不安の声が上がっていま

す。ネット上では町長と副町長、そして議長が並んで写真を撮っているものが流れていたりとか、そういうものがネット上であって、町民からは大丈夫なのかな、こういう深い関わりがあったのではないかな、そういう心配をされる方がいます。また、伊能町長個人の選挙の応援に駆けつけるなど深い関わりがあったかのように、これもまた写真が出ているわけです。個人の事件ではありますが、町長として、町長の選挙にも関わっていて、そしてその1日町長としても町に深い関わりがあると、そういうことなので、ぜひこの場で町長から、町としてはそういう事件とは無関係だと、そういうことをちょっとぜひ弁明していただいて、町民の方が安心するようなご答弁をいただきたいのですけれども、よろしくお願いいたします。

○町長（伊能正夫）すみません。1日町長の方が新聞報道されたということでございますけれども、中田さんについては、この場所でも議員のみなさんに演説をしたということでございまして、そのときは1日町長としては1回でございます。その後何回か寄附をいただいたようでございますけれども、現在はたぶんないということでございます。個人的なつながりは一切ございません。選挙のときにもたまたま来てくれて、写真に載ったということだけでございます。そういった付き合いは一切ございませんし、まさかこういう事態になると思って誰も想像した人はいないかなと思っておりますけれども、残念でございますけれども、そういった一方では応援をしていただいて、寄附で応援していただいたという事実は残っているわけでございますけれども、そんな状況でございますので、私と個人的なつながりは一切ございませんということを明言させていただきます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）もちろん関係がないということをしつかりと弁明していただけたと思うのですけれども、やはりこういう面においてもこの1日町長制度、やはりまた立ち返って、ちょっとこれは見直しをぜひ検討していただきたいと思います。こういった制度をしなくても町の魅力を語っていただいたりとか、町の広告というか、町を宣伝していただくようなお立場の方であれば別に1日町長をする必要もないのかなというふうに思いますので、ぜひそのへんのところはまたご検討いただければと思います。

次の質問に移ります。有害鳥獣対策について質問をさせていただきます。今年、また昨年に引き続き熊の出没が非常に増えていて、農産物の被害だけでなく、蟻川では人的な被害も出ているということです。町の対策はどのような取組を今しているのかお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）熊の出没の関係でございまして、お答えをさせていただきたいと思い

ます。

平成30年度の熊の捕獲頭数は53頭でした。令和元年度の捕獲頭数が119頭でした。通常ですと、熊の捕獲数は隔年で増減するものでございますけれども、令和2年度は少ないはずでありました。しかし、10月末までの捕獲頭数が既に112頭と非常に多くなっております。餌の不足等により人里へ出没し、農作物を荒らしているものと思われております。また、今年の9月には町外のお住まいの方が熊に襲われけがをするという被害も出てまいりました。

町でこうした被害を防ぐため、一斉メールや防災無線により熊の目撃情報を提供し、町民のみなさんに注意喚起をして事故の防止を行っております。そのほかにも鳥獣被害対策実施隊の協力をいただき、目撃地域でのパトロールをお願いしております。警察にも同様に情報を提供し、パトロールをしていただいております。

なお、出没地が人家の近くの場合には鳥獣被害対策実施隊に捕獲おりの設置を依頼し、可能な限り捕獲をしている状況でございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）今年減る予定だったところが、ドングリとかああいった、そういう木の実の不足によってこういうふう被害というか、発見数が増えているということなのですけれども、この有害鳥獣対策の実施隊として猟友会ですとか、その方々が出動していただくということで熊が里に下りてくることを防いだりとか、そういったことにつながるのかなというふうに思うのですけれども、狩猟免許やわなの許可の取得についての補助制度についてお聞きしたいと思います。わなとか狩猟免許、新規で資格を取得する場合には他町村で比べてかなり充実しているというふうにお伺いしていますけれども、その中身についてちょっとお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、農林課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）補助内容につきましてお答えさせていただきます。

議員申し上げましたように銃やわなを使った狩猟を行うための狩猟免許の取得に係る中之条町の補助は初めて免許を取得する場合に行っております。

なお、銃の免許取得に係る補助を受けるには有害鳥獣対策実施隊に加入していただくことが条件となっております。具体的な補助の金額ですが、わなの免許の取得時には5,200円、散弾銃等を使用する第1種猟銃免許の取得時には6万5,000円、空気銃を使用する第2種猟銃免許の取得時には2万2,000円となっております。免許を取得する上で必要となる費用のかなりの部分をこちらで賄っていると存じておりますので、またけ

がや不慮の事故等に備えるハンターの保険の費用も補助させていただいております。こうしたことが手厚い補助ができているものと考えております。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）これだけ手厚い補助があると思うのですけれども、ただなかなかこの新たな担い手の育成というのは非常に難しいのかなというふうに思います。新たにそういった猟友会に加わっていただく、実施隊に入っていただくという方が少ないのかなというふうに印象があるのですけれども、狩猟で狩りに出でできるようになるまで、いきなり狩りができるわけではないと思うので、相当年数もかかるのかなというふうに思いますけれども、この新規の担い手の方の育成とか、そういう、担い手を育成するための取組とかというのはどのような形でやっているかお聞かせください。

○議長（山本隆雄） 農林課長

○農林課長（小池宏之）最初に、新たに猟友会等へ入っていただく方の状況を申し上げた後に取組についてお話しさせていただきたいと思います。

最近3か年の有害鳥獣対策実施隊への新規の加入者の状況をお伝えさせていただきます。平成30年度には1名の方、令和元年度には3名、令和2年度には1名の方が新たに加入していただいております。しかし、隊全体の人数といたしましては、平成30年度が101名、令和元年度は98名、令和2年度で98名となっており、増減があるもののおよそ100名程度で人数としては推移してございます。

猟友会や実施隊へ加入されている方の平均年齢が60歳後半ぐらいで推移しておりまして、議員のおっしゃるとおり若い隊員の方の加入を促したいところではございますが、現状では隊員個々の有人や知人の勧誘に頼っているような状況でございます。今後は引き続き町の広報等で募集を継続するとともに効果的な勧誘の方法を探りながら隊員の新規加入を促したいと考えてございます。

また、入っていただいた隊員の方の担い手としての育成、こちらにつきましては、猟期の前におきましては、狩猟に関する知識や技能、こちらを習得するための講習会を猟友会さんによって開催していただいております。また、銃の取扱い方法や技能の習得等につきましては、射撃練習を射撃場において実施するなどして、担い手の方の育成を図っているような状況でございます。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）この担い手の面については、ほかの団体のものとかということも含めて非常に若い人がなかなか入っていただかないという問題はどのところでもあると思うのですけれども、そういったことで有害鳥獣のそういう実施隊の減少傾向にあるということも含めると、この有害鳥獣問題についてはやはり被害を減らしていく、山の整備、

そういったことも両輪でやっていかなければいけないのかなというふうに思います。ドングリの不作だとか、そういったことだったりとか、やぶを刈ったりとかってそういう取組をしていると思うのですけれども、現地の調査などは行っているのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）議員おっしゃるとおりやぶ刈り等につきましては、町としても有害鳥獣の出没を防ぐ環境を整えるために行っております。また、現地の状況確認等ということですが、こちらにつきましては山林の様子とかそういったことでよろしいでしょうか。こちらは特別に中之条町として行っていることはないのでありますが、先ほどお話に出ました、餌となるドングリや栗など、そういった堅い木の実類ですか、そういったものの状況につきましては、猟友会のみなさんや実施隊のみなさんが直接山等に出向かれますので、そのときの様子等を情報として教えていただいて、これからあとの状況を受けた熊の動向等の予測に役立てさせていただいております。

また、中之条町では行っていないのですが、群馬県には野生動物の保護等に関する鳥獣保護管理法に基づく計画といたしまして、群馬県ツキノワグマ適正管理計画というものが定められてございます。これはツキノワグマの保護や管理、それから農林業被害や人身事故の防止等を図ることを目的に定められた計画となっております。この中では熊の出没や目撃情報に合わせまして、毎年、先ほど申し上げましたドングリ類、そういったものの豊作、凶作等を行うということがうたわれておりますので、そういった情報が年に1回程度なのですが、町のほうに県から入ってくるといような状況もございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）熊とか動物たちと共存していくためにはそういったすみ分けをするためにいろんな情報を活用しながらやっていく必要があるのかなというふうに思うのですが、町民の方にはぜひ、今柿の木を狙って、果実を狙って割と庭まで来たりだとか、かなり人家にまで下りてきているケースがあるというふうに聞きます。そういった出くわしてしまうというような被害を防ぐためにもそういった果実などを積極的に取っておくとか、あとは不要であれば木を切るなどとか、そういった対策をしていただくように周知していただく、またメールや防災無線での活用も非常に積極的にしてはいると思うのですが、また引き続きそういったことで被害を防ぐということと、あとは里山、どうしても人口減少でそういった里山の人口が非常に減っている状況にあります。そういった里山の活用なども考えていくことで熊がそういった人間との境界線を曖昧にしないで、そういったすみ分けをしていくということにもつながるのかなというふ

うに思いますので、そういった多方面で多角的に対策を取っていきながらすみ分けていくということが必要なのかなというふうに思います。そういったことも今後の計画として立てていただきまして、計画していただければと思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（山本隆雄）山田みどりさんの質問が終わりました。

○

○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の16日には定刻午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。
長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時26分）

招集年月日 (会議)	令和 2 年 12 月 16 日									
招集の場所	中之条町役場 議 事 堂									
開 議 日時 閉 会	開 議		令和2年12月16日 午前 10 時 02 分							
	閉 会		令和2年12月16日 午前 10 時 52 分							
応招ならびに 不応招議員 応 招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別		
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席		
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃		
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃		
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	劔持 秀喜	〃	〃		
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃		
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃		
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃		
	8番	唐沢 清治	〃	〃						
会議録署名議員		1番 山田みどり		2番 佐藤 力也			3番 関 美香			
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠		
		議事書記		朝賀 浩		書記		関 侑介		
		議事書記		鈴木 幸一						

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	小池 宏之
	副町長	野村 泰之	花のまちづくり課長	安原 明
	教育長	宮崎 一	建設課長	関 洋太郎
	総務課長	篠原 良春	会計管理者	桑原 正
	企画政策課長	山本 嘉光	上下水道課長	山田 秀樹
	税務課長	町田 岳彦	こども未来課長	倉林 敏明
	住民福祉課長	小板橋 千晶	生涯学習課長	富沢 洋
	保健環境課長	唐澤 伸子	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	柏瀬 高広
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第 3 号

(令和 2 年 1 2 月 1 6 日午前 9 時 3 0 分開議)

- 第 1 議案第 1 号 令和 2 年度中之条町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 2 号 令和 2 年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 3 号 令和 2 年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 4 号 令和 2 年度中之条町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 5 号 令和 2 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 6 号 令和 2 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 7 号 令和 2 年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 8 号 令和 2 年度中之条町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 9 号 令和 2 年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 0 号 令和 2 年度中之条町発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 1 号 令和 2 年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 2 号 令和 2 年度中之条町上下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 3 号 令和 2 年度中之条町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 議案第 1 4 号 中之条町工場立地法に基づく地域準則条例制定について
- 議案第 1 5 号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 1 6 号 中之条町介護保険条例の一部改正について
- 議案第 1 7 号 中之条町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 8 号 中之条町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一改正について
- 議案第 1 9 号 中之条町特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 0 号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 1 号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 3 陳情第 4 号・第 5 号
- 追加日程第 1
- 議第 1 号議案 「国道 3 5 3 号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出について

議第2号議案 「安全・安心の医療・介護の充実と国民のいのちと健康を守るための意見書」の提出について

第5 議員派遣の件

第6 閉会中の継続調査（審査）特定事件について

○

◎ 開 議

○議長（山本隆雄）おはようございます。第1回定例会12月定例会議の本会議も本日で3日目となりました。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において議員、執行部職員及び議会事務局職員にマスクの着用を許可いたします。マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため水やお茶の水分補給を許可しますので、無理せずに水分を補ってください。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のための水分補給をお願いいたします。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットでの配信予定をしています。

各委員会から報告が提出されましたので、お手元に配付しています。

また、中之条町商工会及び四万温泉協会より要望書が提出されましたので、お手元に配付しました。

教育長からは、教育委員会の点検・評価報告書が提出されています。事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

ここで席上に配付しました各事業経営戦略概要版、木材活用センター事業の実施時期の変更について、中之条ガーデنز運営方針運営計画書について、発言の申出がありましたので、発言を許可します。

なお、それぞれ説明までとし、議案質疑の中で質問があれば行ってください。

最初に、介護老人保健施設ゆうあい荘事業経営戦略について、住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）それでは、中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業の経営戦略についてご説明申し上げます。

この経営戦略は、国の方針に基づき公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、ゆうあい荘は昨年度策定いたしました。議員の皆様には本年6月に本書をお配りいたしましたので、本日はお手元に概要版を用意させていただきました。

この経営戦略は、計画期間を令和2年度から令和11年度の10年間としております。ま

ず、施設の現況について概要、利用状況、財務状況についてまとめました。さらに、事業状況の予測を行い、施設整備と運営について課題を整理しました。そして、それらの結果を踏まえ、経営戦略における方針として町民サービスの向上と継続的な運営、病院とゆうあい荘とのよりよい関係の再構築、よりよい職場環境づくりの3つを示しました。

最後に、歳入の予測、歳出の予測を行い、収支ギャップ解消方法を全体計画と個別計画により検討いたしました。計画を実効的にするために進捗確認と評価等を行い、必要に応じて計画を見直していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）続いて、簡易水道事業経営戦略について、六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）それでは、続きまして、中之条町六合簡易水道事業の経営戦略について説明させていただきます。

お手元のA42枚のカラー版の資料となります。1ページにつきましては、六合簡易水道事業の経営戦略の経営期間を平成2年度から平成11年度までの10年間としております。六合簡易水道事業は簡易水道8施設、小水道7施設の15施設を管理しております。

1ページ目では概要、給水人口、排水量の状況、施設の耐震化の状況についてまとめてあります。

続きまして、2ページですが、経営の状況について給水収益の推移、料金回収率、一般会計繰入金の推移、また将来の事業環境について、給水人口、給水収益予測を行っております。

続きまして、3ページですが、配水池や管路の水道施設の老朽化や今後50年間の更新需要の見通しについてまとめてあります。

最後、4ページでは経営の効率化、健全化に向けての取組項目と、投資・財政計画をまとめてございます。今後経営戦略の実践する過程において、様々な環境の変化に対応できるよう定期的な進捗管理と計画の見直しを図ってまいります。

なお、策定しました経営戦略は、町のホームページに公表させていただきますとともに、本計画を議会事務局に1部保管させていただきます。

以上、中之条町六合簡易水道事業の経営戦略説明とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）続いて、中之条町下水道事業経営戦略、上下水道経営戦略、簡易水道事業経営戦略について、上下水道課長

○上下水道課長（山田秀樹）それでは、中之条町下水道事業の経営戦略につきまして説明申し上げます。

この経営戦略は、昨年度策定をいたしまして、計画期間は令和元年度から令和10年までの10年間となっております。

まず、2、現況としまして施設の概要や経営状況についてまとめました。

3、経営の基本方針では少子高齢化による人口減少等の厳しい社会情勢の中、持続的に運営するための取組が求められている状況にあるため、基本方針として6つの方針を位置づけました。また、経営戦略の策定に伴い、必要となる投資・財政計画の取りまとめを行い、5、その他の取組については持続的な経営のために広域化、共同化等の施策にも取組を行います。

また、経営戦略を実践する過程で、様々な環境の変化に対応できるよう、定期的な事後検証と計画の見直しを行ってまいります。以上、下水道事業の経営戦略の説明とさせていただきます。

続きまして、中之条町上水道及び簡易水道事業の経営戦略につきまして説明申し上げます。この経営戦略は、計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間としております。上水道事業では1施設、簡易水道事業では8施設を管理をしております。

まず、1ページでは、水道事業の現状では事業の概要や給水人口、排水量について、また施設の耐震化率をまとめ、2ページでは経営の状況についてまとめました。また、将来の事業環境の予測を行い、3ページでは施設の老朽化や更新需要の見通し等の課題についてまとめました。

4ページでは経営の効率化、健全化への取組項目と投資・財政計画し、経営戦略を実践する過程で様々な環境の変化に対応できるよう定期的な事後検証と計画の見直しを行ってまいります。

先ほどの下水道事業で策定しました経営戦略及び上水道及び簡易水道事業の経営戦略は、町ホームページへの公表をさせていただきます。併せて、議会事務局に本書を保管してありますので、御覧をいただきたいと思います。

以上、下水道事業及び上水道、簡易水道事業経営戦略の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、中之条町発電事業経営戦略について、企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）続きまして、中之条町電気事業の経営戦略につきまして説明をさせていただきます。

この経営戦略は、中長期的な経営の在り方を基本に計画期間を令和2年度から令和16年度の15年間とし、経営戦略ガイドラインに基づいて作成をしております。

事業概要でございますが、太陽光発電所、小水力発電所計4か所につきまして、計画的な運営管理及び保守管理を実施していくものでございます。

策定の趣旨及び計画期間につきましては記載のとおりでございます。

経営の方針につきましては、再生可能エネルギーの導入を推進し、自然環境への負荷

軽減、電力の地産地消等の取組を通じて、活力ある住みよい町づくりを行うことを基本方針としております。

収支計画でございますが、15年間の試算を記載させていただきました。収入総額ですと5億5,000万円を計画しております。

事後検証でございますが、発電量等のモニタリングを実施し、定期的な見直しを図ってまいります。

策定いたしました経営戦略につきましては、町ホームページへ公表させていただきます。また、本書につきまして議会事務局に1部保管をさせていただいておりますので、閲覧をいただきたいと思います。

経営戦略につきましては以上の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、自動車教習所事業経営戦略について、自動車教習所長

○教習所長（柏瀬高広）続きまして、中之条町自動車教習所事業経営戦略についてご説明させていただきます。

まず、計画期間、1ページ、令和3年度から令和12年度の10年間となっております。

3ページ、入所者数の推移予想でございますが、現状の入所者を勘案し、令和3年から12年、また下の人口推計等勘案しながらこのような数字で予想をさせていただきました。

後ろから2ページの投資・財政計画を御覧いただきたいと思います。この計画につきましては、収入につきましては5年ごとに3%から5%の値上げを予定し、また学生キャンペーンを令和8年度に1万円値上げする、そんな収入の予想を立ててございます。また、その下の投資・財政計画でございますが、令和6年度15人乗りバス、令和8年度10人乗りワゴン、この送迎車を購入予定でございます。

ちょっと戻りまして、前のページの緑の経営損益のところを御覧ください。ほぼ令和3年度からはプラスマイナスゼロベースで何とかいければということで経営戦略を立てさせていただきました。また、今後様々状況の変化によりまして、またこの計画も多少変更しながら存続を図っていきたいというふうに思っております。

以上、経営戦略の説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、木材活用センター事業の実施時期の変更について、農林課長

○農林課長（小池宏之）木材活用センター事業の進捗状況と、事業実施時期の変更について説明させていただきます。

木材活用センター事業につきましては、10月の議会で基本設計を作成するための費用を予算化させていただきました。これにより11月中に事業者を募集し、本12月議会におい

て詳細設計の費用を計上させていただき、詳細設計を令和２年度中に行い、令和３年度には土場の造成、チップヤード、木材事業者の建屋等の建築建設事業やチップ製造機や木材事業者が使用する機械の設置などを行い、令和４年度の事業実施を目指すこととなりました。

これらを受けまして、事業を始めるのに当たりまして、10月の23日と26日に地元で説明会を開催いたしました。ここで出た主な質問や意見についてまず報告させていただきます。事業実施を予定している地区はもともと水が少ないので、防火用水として当てにしていたプールを壊すのかというようなご質問をいただきました。これにつきましては、防火水槽の設置等を検討したい旨をお伝えしました。また、木を運搬する大型車両が生活道を通ることがあるのかというご質問、これにつきましては原則的に校庭の正面玄関からの出入りを考えている旨をお伝えいたしました。また、中組に抜ける町道の拡幅はする予定があるのか、これにつきましては事業を進める中で行うことになるかもしれませんが、現時点では予定していない旨お伝えいたしました。また、臭いやほこり、騒音等はどのような対応を行うのか、これにつきましては音につきましては防音壁、また臭いにつきましては煙が主な要因だと思われますので、完全燃焼させて、なるべく煙を発生させないような方法をとりたい。ほこりにつきましては、グラウンドを舗装する予定がございますので、こちらで対応したい旨をお伝えさせていただきました。また、現在災害の避難場所に指定されているが、今後はどうなるのかというご質問をいただきまして、これにつきましては体育館やランチルーム、校舎の１階等につきましては事業者にもそちらの部分の利用を調整するとして変わらずに避難所として使っていただけるようにしたい旨をお伝えしました。このほかには地域のシンボリック存在であります稲荷山、これについては現在と同じように草刈り等の整備を続けて、きれいなものとして維持してほしいというようなこともご意見としていただきました。また、ここで事業をしてくれる木材事業者につきましては、すぐに撤退してしまうような事業者は選定せずに、長くここで事業をしていただけるような事業者を選定してほしいというご意見をいただきました。事業に対しての反対という意見はなく、事業の実施にご理解をいただけたものと考えております。

続きまして、配付させていただきました木材活用センター事業の実施予定についてを御覧ください。先ほどまでに申し上げましたように事業実施までの予定が資料左の現行欄に記載されております。２月の国への計画申請を目指して事業者の選定や詳細設計に向けての準備を進めてまいりました。ところが、この過程におきまして県や国と調整を行ってまいったところ、当初予定をしておりますませんでした事項を申請までに整える必要があるということが分かりました。具体的には事業の実施者である中之条町と木材事業

者を実際に活用センターで行う事業を確実に行えるだけの体力があるのかどうかの経営診断を受けることが必要である、また町が導入する機械や設備の機能、規模に見合った量のチップの製造をすること、またその製造したチップ等を受け入れる事業者を新たに開拓し、協定等を結ぶ必要があること、また木材活用センターで事業を行う事業者につきましても、同じく新たに導入することになる機器や設備の機能等に見合った量の今度は木材を受け入れる必要があること、またそちらの受け入れる木材が増える分の木材を確保できるように、こちらにつきましても同じく協定等を結ぶこと等が必要となってくるということが判明いたしました。これらを現行の予定で実施するには困難であることから、資料の右の欄に掲載させていただきました変更の欄、こちらで事業を進めさせていただきたいと考えております。具体的には、令和2年度中に詳細設計と建設工事、建築工事を予定しておりましたが、こちらは令和3年度には詳細設計のみを実施し、建設、建築工事につきましては令和4年度に実施することとさせていただき、事業開始を令和4年から令和5年度へと変更させていただきたいと考えております。今後の事業実施にあたって機器や設備に関して国の求める要件や騒音や臭い等に対応するための専門的な知識が必要となるものと思われます。しかし、これらに対して現在町村で十分に対応することが困難であると考えられることから、群馬県建設技術センターの市町村に対する支援事業を利用したいと考えております。これは、設計や施工などに関する多面的な支援を事業実施期間中技術センターに委託し、適切な事業の執行を行いたいと考えております。今回の12月補正ではこの基本設計と詳細設計に係る技術センターの支援の委託費として30万円をお願いしていることとなっており、また、下段には事業費の町と国、事業者の負担割合を記載させていただきました。項目の中の事業費の額につきましてはあくまでも仮の金額となっておりまして、正確のものとはなってございません。

変更欄の1、2、3、4、基本設計と詳細設計にかかる費用ですが、こちらにつきましては森林環境譲与税を全額財源として充てることができます。6の撤去工事、こちらにつきましては全額が町での負担となります。5、7の建設建築費と工事管理監督費につきましては、国が50%、町が50%の負担となっております。一番下段の項目が事業者となっておりますが、こちらにつきましては公募する木材事業者が整備する機械や建屋等の費用の負担です。国が50%、事業者本人が50%となっております。

以上が木材活用センターの事業の進捗状況と実施期間の変更についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、中之条ガーデنز運営方針運営計画書について、花のまちづくり課長

○花のまちづくり課長（安原 明）続きまして、中之条ガーデنزのグランドオープンと

運営方針、運営計画を定めましたので、ご説明を申し上げたいと思います。

過日中之条ガーデンズの運営委員会を開き、来年のグランドオープンについてとお配りしました運営方針、運営計画が承認されました。

まず、グランドオープンでございますが、以前から中之条ガーデンズでは4月15日が町の日と定めてあるので、町の日イベントと春の花フェスタを兼ねて桜の美しい時期にイベントを実施してまいりました。グランドオープンにつきましてもこの時期が最良と考え、令和3年4月17日土曜日に行うと決定いたしました。また、併せてオープン記念のイベントも行うこととし、準備を進めております。議員の皆様にもぜひ予定しておいていただきたいと思います。

次に、運営方針についてご説明いたします。お配りした資料の2ページをお開き願います。中之条ガーデンズでは花の町づくりの推進、交流人口の増加及び周辺農業の振興の3点を目指して運営する方針を立てました。

まず、第1番の項目の花の町づくりの推進では、町民花壇や園芸教室などにより花に関する知識や関心を高めること、花を介した交流を通して人づくり、地域づくりを進めてまいります。そして、ガーデンズが町民の皆様の憩いの場所となるよう運営管理に努めていきたいと思います。

続いて、2番目の交流人口の増加ではしっかりデザインされた美しい庭園ができましたので、これからは来園者に感動を与えられるレベルの質の高い維持管理に努めていきます。また、魅力ある商品販売や、食を通して地元産業への貢献と集客を図ってまいります。さらに、イベントや体験メニューを用意することと併せて宣伝や営業に力を入れ、来園者を増やしていきたいと考えております。

大きな3番目の周辺農業の振興を図るために農産物を販売をはじめ、農産物の6次産業化や食事メニューの開発に力を入れます。そして、この場所が観光と農業がうまく結びつき、経済効果を上げられるよう支援と協力を行ってまいります。このような方針で運営を行っていくと決定されました。

続いて、運営計画についてご説明申し上げます。最初に4ページ、各施設の役割と管理計画でございますが、園内全域を有料の施設であることを常に意識し、入園者に満足していただける空間とする管理を行います。各庭園ごとの管理は当初のデザインコンセプトを維持できるよう必要なところは専門家に委託する予定でございます。また、農園エリアや遊具広場及びリラックスの森などでは花がなくても美しく気持ちのよい場所として管理し、くつろぎの場所、様々な体験のできる場所として提供していきます。園内の花の様子は、8ページの花暦のとおり様々な花を春から秋まで楽しめるように管理していきます。

次に、9 ページ、運営管理体制では、質の高い植栽管理等は専門家へ委託しますが、チケット販売担当や園芸管理及び食堂、売店などスタッフの増員が必要となります。短時間で夏だけ勤務する人などが多くなり、総勢で49人を予定しております。実施事業は、運営方針で申し上げた施設が目指す目的達成のため10ページ上段の事業を行っていきたいと思っています。

続いて、収支計画でございます。中之条ガーデンズでは平成28年度から本格的な改修工事をはじめ、施設が整ってくるに従い入園者も表1のとおりが増えてきており、昨年度は13万6,807人となりました。そして、来年度より有料となるわけでございますが、町民の皆様は無料とし、表2のとおり個人一般が1,000円、小中学生が500円、団体一般が800円、小中学生が400円を上限として、園内の様子により変動するものと定めさせていただきました。入園料をいただくようになり、収支はどのように予想するかでございますが、入園料をいただいていない直近3年間の改修工事費を除いた収支を表3にまとめました。これを見ると、整備が進むにしたがい歳入歳出とも大きくなっていることが分かります。これらの数字の推移を基にこれから先の入園者数と収支を予想したものが表4となります。入園者数ではコロナウイルス感染の影響を考慮し、本年度の入園者数を12万人、令和3年度が有料化になりまして少し減るということで10万人、令和4年度には回復基調となり13万人、続く5年には14万3,000人、そして大藤棚の藤が棚いっぱい成長する令和6年度には15万7,000人に増えると予想いたします。この試算では、バラの見頃の時期の入園料を1,000円として、その他の4月から11月の間を400円から800円で見頃に依じて変えて、令和元年度の月ごとの入園者割合を用いて予想入園料を計算いたしました。また、食堂や売店の売上げも前年の入園者数から計算した割合を使って予想いたしました。

歳出面の試算は、これまでの運営管理の経費を費目ごとに分けて、年度ごとの推移から今後の支出を予想したもののものです。有料化最初の令和3年度の収支は8,700万円ほど歳出が歳入を上回り、入園者が徐々に増えて、15万人を超えた令和6年度には5,500万円のマイナスと予想いたします。しかし、これだけの人が町に与える経済効果はそれをはるかに上回り、地域全体で考えた場合大きなプラスになると考えられます。

平成30年度の群馬県の観光入込客数と観光消費額から算出した観光客1人当たりの観光消費額は3,986円となっております。これを基に令和6年度の予想入園者数15万7,000人の消費額を計算いたしますと、6億2,500万円にもなり、十分な経済波及効果があると言えると思います。また、この施設を整備したことで、観光客の町内での滞在時間を延ばすこと、また草津や伊香保など近隣の観光地から人を誘導することにもつながると考えております。しかし、当然のことではございますが、歳入を増やすための努力や工夫

と歳出の縮減に努めていき、この施設単体での黒字化を目指して運営をしてまいります。

以上で中之条ガーデنزの運営方針運営計画の説明とさせていただきます。

なお、ガーデンダイアリーという雑誌を議員の皆様にお配りさせていただきました。これは、10月の1日に発行されたもので、主婦の友社から出ております。10月のアマゾンのガーデニング部門の本の売上げではこれがナンバーワンになっております。そういうことで、世間での評価、また大特集を組んでいただいたということで、これから全国的にも名前が通ったかなと考えております。表紙も中之条でございますし、21ページまでこれが全て中之条ガーデنزの記事になっておりますので、ぜひ読んでいただいて、また周りの皆様にも宣伝していただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）それでは、本日も慎重審議よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

- ◎ 議案第 1 号 令和2年度中之条町一般会計補正予算（第6号）
- ◎ 議案第 2 号 令和2年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第 3 号 令和2年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 4 号 令和2年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第 5 号 令和2年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号）
- ◎ 議案第 6 号 令和2年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第3号）
- ◎ 議案第 7 号 令和2年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 8 号 令和2年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 9 号 令和2年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 10 号 令和2年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 11 号 令和2年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 12 号 令和2年度中之条町上下水道事業会計補正予算（第1号）
- ◎ 議案第 13 号 令和2年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（山本隆雄）日程第1、議案第1号から第13号までを一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る2日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

本日の採決に当たり、起立しない議員は本案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 令和2年度中之条町一般会計補正予算（第6号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和2年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和2年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和2年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和2年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算(第2号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和2年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算(第3号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和2年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和2年度中之条町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和2年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和2年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和2年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和2年度中之条町上水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和2年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○

-
- ◎ 議案第14号 中之条町工場立地法に基づく地域準則条例制定について
 - ◎ 議案第15号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
 - ◎ 議案第16号 中之条町介護保険条例の一部改正について
 - ◎ 議案第17号 中之条町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
 - ◎ 議案第18号 中之条町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
 - ◎ 議案第19号 中之条町特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

◎ 議案第 2 0 号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◎ 議案第 2 1 号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第 2、議案第14号から第21号まで一括議題とします。

これらの議案につきましても、去る 2 日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

別段ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第14号 中之条町工場立地法に基づく地域準則条例制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 中之条町介護保険条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 中之条町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について採決し

ます。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 中之条町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 中之条町特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

審議の途中ではございますが、ここで暫時休憩といたします。再開は10時30分といたします。

(休憩 自午前10時14分 至午前10時30分)

○議長（山本隆雄）再開します。

◎ 陳情第4号・第5号

○議長（山本隆雄）日程第3、陳情第4号・第5号を議題とします。

お手元に請願・陳情審査報告書を配付しましたが、この際委員長から審査経過の内容について報告を求めます。常任委員会ごとに報告を求めます。

最初に、陳情第4号について、産業建設常任委員長、関常明さん、自席にてお願いします。7番、関さん

○産業建設常任委員長（関 常明）議長の命によりまして、令和2年12月定例議会において産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告を申し上げます。

当委員会は、12月9日、午前9時30分から議場において委員5名、議長、町長、副町長、関係課長、職員出席の下に開催し、陳情第4号について審査いたしました。

陳情第4号は、沢田地区区長会長から出された国道353号、群馬・新潟県境未開通区間の整備促進についてに関する陳情です。国道353号の未開通区間の整備促進について、関係機関への積極的な働きかけを求めるもので、平成27年、28年、30年、令和元年にも同様の陳情があり、採択をされ、意見書を提出しております。

主な意見として、毎年出されておる陳情の趣旨を尊重したい、趣旨採択でよいと思う。稜線トレイルの緊急避難対応道路のように県からも国へ要請を出すような方向性を見出せないか、総合的に353号線について推進してはどうか、趣旨採択でよいと思う。以前にも意見書を提出している。四万温泉や沢田地区の方々は、終着型の温泉場でよいという意見もあるが、現在世代交代もあり若い人の間ではぜひ開通させてほしいという意見もある。観光客も増えるので、産業、経済全体を見据え、国、県へ働きかけをしていくということで採択でよいと思う。昨年も陳状が出されており長年の懸案になっている。近年頻発している、また大規模にもなっている災害のことを考えたとき、道路が寸断され、四万温泉地区が陸の孤島になることが心配される。開通を促す動きを取っていただく採択でよいと思うなど意見が出されました。

趣旨採択と採択という意見があったため、初めに趣旨採択とする意見を採決を行い、挙手2名があった。続いて、採択という意見があったため採択という採決を行い、挙手2名があった。趣旨採択、採択同数のため委員長裁決により採択と決定しました。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査結果報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（山本隆雄）これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

陳情第4号について採決します。

陳情第4号に対する委員長の報告は採択です。

陳情第4号 国道353号、群馬・新潟県境未開通区間の整備促進についてを委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議案第4号は採択とすることに決定しました。

次に、陳情第5号について文教民生常任委員長、安原賢一さん、自席にてお願いします。9番、安原さん

○文教民生常任委員長（安原賢一）議長の命によりまして、令和2年12月議会において文教民生常任委員会に付託された陳情の審査報告を申し上げます。

当委員会は、12月8日、午前9時30分から議場において委員5名、町長、議長、副町長、教育長、関係課長、職員出席の下、開催し、陳情第5号について審査いたしました。

陳情第5号は、「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」で、群馬県医療労働組合連合会により提出されたものであります。

各委員からの意見を聞いた主な内容です。医療崩壊も懸念され、旭川市や大阪府では自衛隊に医療の応援をお願いし、吾妻保健所管内でも11月から多数の感染者が出ているという報道も出ている。陳情の内容を見てみると、全くそのとおりだと思うので、採択でよいと思う。当然だと考えるので、採択でよいと思う。内容を確認すると、医療、介護の十分な確保、安全安心の医療など国のほうでも考えていることで、採択でよいと思う。吾妻管内でも非常に増えている状況で、特に地域医療のベッド数も限られ、医療の逼迫も懸念される中、こうした陳情をしっかりと国に上げていいのではないかと。採択でよいと思うなどの意見が出されました。

全員採択ということで採決を行い、採択に決定しました。

以上、文教民生常任委員会に付託されました陳情結果報告とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長(山本隆雄) 別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、採決に入ります。

陳情第5号について採決します。

陳情第5号に対する委員長の報告は採択です。

陳情第5号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第5号は採択とすることに決定しました。

○

◎ 日程の追加

○議長(山本隆雄) お諮りします。

陳情第4号及び第5号の採択に伴いまして、意見書案が提出されております。

本案をこの際日程に追加して、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認め、この際日程に追加し、議題にすることに決定しました。

議案を配付します。

(事務局により議案の配付)

○議長(山本隆雄) ただいま配付しました議第1号議案及び議第2号議案を追加日程第1として議事日程に加えていただきたいと思います。

○

◎ 議第1号議案 「国道353号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出について

◎ 議第2号議案 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」の提出について

○議長(山本隆雄) 追加日程第1、議第1号議案及び議第2号議案を議題とします。

議案を朗読させます。局長

(議第1号議案、第2号議案について、事務局長朗読)

○議長(山本隆雄) お諮りします。

ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほど委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認め、直ちに採決します。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議第1号議案 「国道353号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄) 起立多数であります。

よって、議第1号議案は可決されました。

次に、議第2号議案 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議第2号議案は可決されました。

○

◎ 議員派遣の件

○議長(山本隆雄) 日程第4、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、一覧表を修正いたします。局長

○事務局長(木暮浩志) 2行目でございます1月10日の出初めについては、先ほど休憩中にお配りしましたとおり、削除ということでお願いいたします。

○議長(山本隆雄) このとおり決定させて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、一覧表の修正したとおり決定させていただきます。

○

◎ 閉会中の継続調査(審査)特定事件について

○議長（山本隆雄）日程第５、閉会中の継続調査（審査）特定事件についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付しました継続調査特定事件申出書のとおり申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、本件は閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました日程は全て終了いたしました。

長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

これにて令和２年第１回定例会を閉会します。

（閉会 午前１０時５２分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 山田 みどり

中之条町議会議員 佐藤 力也

中之条町議会議員 関 美香